

会 議 名 決算特別委員会（第2日）

開 催 日 時 平成22年9月14日 午前10時00分～午後5時04分

会 場 第5会議室

1. 出席者

2番 杉浦辰夫、 3番 杉浦敏和、 6番 磯貝正隆、
8番 内藤皓嗣、 9番 神谷ルミ、 12番 水野金光、
15番 岡本邦彦、 16番 神谷 宏、 17番 小嶋克文

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

幸前信雄、北川広人、寺田正人、内藤とし子、井端清則、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長

経営戦略 GL、危機管理 GL

地域協働部長、地域政策 GL、財務評価 GL

市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、税務 GL、収納 GL

収納 G 主幹

福祉部長、地域福祉 GL、介護保険 GL、保健福祉 GL、保健福祉 G 主幹

こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL

都市政策部長、都市整備 GL、都市整備 G 主幹、都市整備 G 主幹

上下水道 GL、地域産業 GL

行政管理部長、人事 GL、人事 G 主幹、行政契約 GL、情報管理 GL

学校経営 GL、学校経営 G 主幹

会計管理者
代表監査委員
議選監査委員
監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者
事務局長、書記1名

6. 付託案件

- 認定第1号 平成21年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成21年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成21年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成21年度高浜市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成21年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成21年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成21年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成21年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成21年度高浜市水道事業会計決算認定について

7. 会議経過

委員長 ただいまより、一般会計、7特別会計及び1企業会計についての質疑を行ってまいります。一般会計につきましては、歳入、歳出と分けて質疑を

行ってまいりたいと思います。一般会計の歳入は一括質疑とし、歳出につきましては、款ごとに分けて質疑を行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに、歳入、歳出一括にて質疑を行います。また、委員会の円滑なる運営のため、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は議題の範囲を超えないようお願いいたします。また、当局におかれましては質疑に対し、適切なる御答弁をいただきますようお願いいたします。質疑に当たっては、主要施策成果説明書、または決算書のページ数をお示しいただき、マイクを使っていただきますよう、合わせてお願いいたします。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に、質疑漏れの部分について、質疑を許可することといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、休憩中などに当局の説明員が席を移動する場合がありますので御了承ください。

認定第1号 平成21年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について

<歳入>

問（17） 主要成果の17ページですけども、市への収入済額がやはり昨年度に比べまして、90.5%とだいぶ落ち込んでおりますけども、特に法人市民税のほうは23.5%、これ非常に厳しいわけでありまして。ここで改めてこの減収の理由をお聞きしたいと思います。

答（税務） 減収の理由ということでございますが、御覧のとおり本年度、21年度の市税全般につきましては、収入済額として80億5,000万、前年比と比較しまして、8億4,000万の減ということになっております。特に御指摘のように法人市民税につきましては、世界的な景気低迷等によりまして、自動車関連産業を初めとする全般的な業績悪化によるものでございまして、法

人市民税で前年度比7億7,000万、76.4%の減ということになっております。中でも鉄鋼業関係につきましては、前年度マイナス6億ということで、法人市民税全体の86.5%のマイナスとなっております。また、法人市民税でも資本金の10億円以上の法人、9号から7号の法人、56社につきましては、前年度比マイナス5億6,000万ということで、前年度比88.8%の減ということで、法人市民税全体といたしまして、法人数が877社、合計マイナスで7億7,000万ほどでございますが、その中で先ほど申し上げました56社の法人につきましては、そのうちの73%のマイナスという落ち込みでございます。最近の動向を見ましても、円高またはリコール等問題もあります。このような状況の中で先行きにつきましてもまだまだ予断を許さないという経済情勢でございます。こういった中で私ども税務グループといたしましても、今後の景気動向等を把握しながら、税収の把握に努めていきたいということをおっしゃるので、よろしくお願いたします。

問（17） 収入、法人市民税に関しまして、20年度が約10億、21年度が2億4,000万ありました。当然、今年度終わってませんけども、22年度の今のところの状況、予測、それと来年度はどのくらい一体予算が組めるのか、この2点、すいませんけど、お願いたします。

答（税務） 本年度の状況でございます。本年度の状況につきましては、法人市民税、7月分までの調定が出ておりまして、その中で法人市民税調定額を3億170万ほどの今、収入でございます。22年度の当初予算が1億8,000万ほどで組んでおりましたので、すでに1億余の予算を上回っておるという状況でございますが、先ほど言ったみたいにですね、まだまだ予断を許さない状況でございますので、この先どうなるかはちょっと予断を許さないというところでございます。この先もですね、来年度につきましても、今年度の状況または先の見通しを十分把握しましたところで、議会終了後すぐ当初予算の編成が始まりますので、それに向けてきちっと状況を把握しながら、先を見通した予算にしていきたいというふうに思っております。

問（17） この不納欠損額につきましても、やはり決算書の7ページにありますけども、市税の不納欠損額、やはり20年度から21年度に比べますと、

約2, 200万、約2倍ですね、ふえております。それともう1点が収入未済額もやっぱり6, 400万ほどやっぱり去年に比べて増加しております。こちら辺の現状といたしますか、対策を最後に伺います、終わりますので。

答（収納） 不納欠損のほうのお話でございますけども、市税全体で先ほど言われましたけども、4, 532万4, 000円ほどとなりまして、対前年度比では2, 200万円ほどの増額となっております。状況としましては市税合計で無財産で27件、所在不明63件、生活困窮16件、死亡22件、出国187件、あと消滅時効として401件ということで、716件という数字になっております。これの最大の要因としましては、今回時効により401件ということで、2, 800万円ほどを不納欠損いたしております、対前年度比が1, 100万ほど増になっております。次に出国によりまして、187件と853万円ほどとなりまして、対前年度比572万円ほどの増額が主な要因でございます。こういった景気後退の折でございますので、私どものほうの財産調査を積極的に行いまして、無財産によって27件、350万円ほどとなりまして、前年度比が266万円ほどの増額となっております。こういった今後とも破産手続きとか個人、法人両方でございますが、そういった方が増加するかと思います。また財産調査をしてもそういった財産がない方もおみえになります。そういった方に対しましては、こういった不納欠損という手続きがございますので、不納欠損という形で上げていきたいと思っております。また、収入とか財産がありながら支払わない方ですね、そういった方も現実にはおみえになりますので、こういった実態調査あるいは財産調査を活用して、その辺の見極めをしながら、積極的に差し押さえ等を行っていきたいというふうに思っております。次に市税の滞納のほうでございますが、市税の滞納につきましては今年度93%となりまして、20年度と比較しますと収入未済では6, 386万円ほど12. 8ポイントの増加となっております、徴収率自体は20と21と比較しますと、1. 5ポイントの減となっております。これはもっと細かく申し上げますと、現年分について見ますと、個人の市民税とか固定資産税、都市計画税では前年度より0. 2ポイントほど増加となっております。また軽自動車税では0. 1ポイントの増加となっております、全体では現年度分としまし

ては昨年度と同じ徴収率となっております。滞納繰越分につきましては、一部法人市民税とか軽自動車は前年度を上回っておりますが、収入未済額の伸びというのが、収入済額を大きく上回っております、滞納繰越額の調定額が前年から大きく増加していることが、昨年度と比較しまして3ポイント減というふうになっております。こういった市税のほうの滞納につきましては、先ほどの不納欠損と同様に景気動向による面もございます。または収入が減になるという方もおみえになります。そういった方につきましては、先ほどと同様、支払える方、支払わない方、そういったところを見極めて、今後差し押さえ等行っていきたいというふうに思っております。

問（17） さっき1点、もう1点ありまして、34ページですけれども、基金の繰入金ですけれども、今回基金の繰入金が1億7,400万円ほどありますけれども、去年は確か表が全部基金ごとにいくらか書いてありましたけれども、今回は計算しますと、1億7,400万円の約3分の1しか表が上がってないですね、表に。これはなぜですか、これは。

答（財務評価） 1億7,400万の基金で主要なものしか計上されてないということなんですけれど、34ページの表の下のほうにですね、公共施設等整備基金それから障害者福祉基金ということで統合をしておりますので、その部分がここには計上されてないということになるかと思えます。

問（17） これは公共施設と障害者福祉基金、合わせますとちゃんと1億7,400万になります、これは。これならないと思えます、これは。なります。

答（財務評価） その統合した部分を合算すれば、1億7,400万になります。

問（17） すいません、例えば決算書の394ページ見ますと、各基金の増減がありますけれども、例えば高浜市保育施設整備基金、これが増減がマイナス4,549万あります。これは別に基金としてではなくて、違ったこれは使い方ですか、これは。これは基金繰入金じゃない、これは。

答（財務評価） 今の保育施設整備基金の4,500万の部分につきましては、統合したことによって、基金の全額、積立金のほうに積み立てをしているといったような計上の形になっております。

問（17） わかりました。これ、なんでこの2つが抜けてますか、これは。できればこれ全部書いたほうが34ページに書いてあります、内訳は次のとおりと書いてありますので、ちゃんとこれ全部書いたほうがいいと思うんですけど、これ書かない理由が何かあります、これは。挙げない理由がこれは。今の2つの基金について。

答（地域協働部） 今、基金繰入金で公共施設等整備基金、それから障害者福祉基金、それぞれ内訳をとということでございましたけれども、統合するということは簡素化をしてですね、対応をしていきたいというようなこともございまして、その大きなものについて上のほうに書かさせていただいておるといことでの御理解をお願いをしたいと思えます。したがって、当然今度この公共施設、障害者福祉基金等についてはですね、次年度についてはもっと明確にさせていただくということでよろしくお願ひします。

問（8） 私が聞こうと思っていることをほとんど聞いていただきましたので、1つだけお聞きしたいんですけど、今年度、21年度の決算について、予算についてもそうですけど、予測されたことだと思いますけども、そして先ほど答弁の中にありました、法人税が少し上向いてるというような報告もありましたですけども、昨年でしたか、緊急財政計画が立てられて、その後中期財政計画も立てられるということでしたけども、今、今後に向けて財政計画を立てられているのか、お聞きしたいと思えますが。

答（財務評価） 中期財政計画につきましては、今まさに取り組んでいる最中ではございまして、担当部局等からですね、来年度以降3カ年の経費、それから歳入につきまして、提出をしていただいたものを積み上げさせていただくとともに、来年度は総合計画の初年度であるということもございまして、その中のアクションプランですね、その経費についても今、取りまとめをしているといったような段階でございします。

問（8） ということは、今年度中に財政計画ができるということでしょうか。

答（財務評価） はい、おっしゃるとおりでございします。今年度中に作成をすることとなります。

問（9） 2点ほどお伺ひいたします。主要成果説明書の35ページの繰越金、

事故繰越額の支払いの終わらなかつたもの、1,000万円くらいありますけど、支払いの終わらなかつたものについてと、あと38ページ、市債ですけれども、これ減収補てん債の5億円をはじめとして、8億円ほど増えているんですけど、全部、岡信さんで一括っていう、言葉悪いですかね。2.2%の利率で、市債発行されているんですけど、他の金融機関さんとその利率についての話し合いとかあったのか、なぜ一括で全部ここから市債借りているのか、ちょっとお願いいたします。

答（会計管理者） 借入れの関係につきましては、市内の金融機関に利率の入札を行いまして、岡信さんが一番低いということで、岡信さんに決めさせていただいております。市内5行になりますけども、そちらで決めさせていただいております。

答（行政契約） 1,045万円の事故繰越額につきましては、これは市庁舎のエレベーターの改修を行いまして、エレベーターの改修部分の支払いでございます。

問（12） 法人市民税の減収の理由というのか、それについては伺ったわけですが、私ども、長年、市の財政、安定財政を確保するという点でも、法人市民税のあり方の改善というものを求めてきたわけですが、直近の超過課税の全国の実施状況ということと、高浜市がその点で今後、法人市民税のあり方について改善の考えがあるかどうか、それについて伺います。

答（税務） まず、法人市民税の超過課税、不均一課税の全国の状況ということでございます。22年の4月1日現在でございますが、全国市町村、1,727団体中、標準税率の団体が724団体で、一律超過課税団体が769団体、合併による不均一課税が26団体、資本金等の区分による不均一課税を実施しておる団体が208団体、こういう状況でございます。今後の状況、検討ということでございますが、この辺につきましては、先の3月議会におきましても、市長のほうから不均一課税関係につきましては、考えのないということを上申しさせていただきました。法人市民税につきましては、均等割を除きまして、企業収益への課税を基本としております。税収が景気変動の影響を受けるということで、昨今の経済情勢の中、不安定な財源確保ということになっ

ております。むしろ、市長もそのとき申されましたが、いかに企業さんが、この地域でしっかりと事業展開していただきながら、収益を上げていただくか、その中で固定資産税も増え、事業拡張ということで税収の安定性に富んだ基幹税目の確保につながるものと考えております。

問（１２） 今、企業のいわゆる法人市民税、そういうものが財源として非常に不安定というのかね、増減が激しいということは確かに承知しておるんですけど、今日、大変な不況になっている、その要因の一つに大企業の内部留保を含めて、資産の溜め込みというものが、２４０兆円を超えるようなね、蓄えがあるということによって、天下の回りもののお金が、いわゆる、世の中に回らなくなってきているということが大きな原因なんです。先ほど、２１年度の決算で法人市民税が２億３，０００、２億４，０００万円程度ということで激減しておると、その２００９年度、実は日本の資本金１０億円以上の大企業が内部留保１１兆円もふやしておるんですよ、税金はうんと減っているんですけど、景気悪いといって、皆さんの、我々の職場の給料なんかも下がるという中で大企業はむしろ大企業は１１兆円内部留保ふやしてしまったと。もしこれが、そのまま、従来通り、ちゃんと世の中に回っておれば、１１兆円のほとんどが消費に回るといって、そういう仕組みそのものを大企業に溜め込むことによって深刻な不況を一層深刻にしているという実態があるわけで、例えば法人市民税については、相当前に法人税が３７．５が２０％減をそのまま実行しておるといって、今、法人税そのものが３０％、２０％引いておるわけですね、ですから超過課税というのは、ちょうど２０％、上乘せができるということですからそれをやって以前の法人税の、法人市民税の水準に戻すということも景気をよくするための一つの施策だという点は、ぜひとも財政当局としては検討してもらわないかんじゃないかということ、私どもは以前から言っておるわけです。これは財務省の発表で出された最近のデータに基づいて２００９年度の実績が約１１兆円ふやして、総額は資本金１０億円以上で２４４兆円蓄えておると。だからあの最悪の不況期でも内部留保をふやせるというほど、大企業には余力があるという点も一つ御理解をいただきたいと思います。それから国際比較でこの法人税が高いということを盛んに言っていて、菅さんも今、何か言っているよ

うですけど、実は法人税だけでみると国際的には高いか、やや高いほうに位置するかもしれませんが、社会保障の企業の分担等は、ヨーロッパに比べてかなり低いということや、30%という法人税も研究開発費等を投入しているところでは、その減税というのがありまして、実際には30%を超えるような法人税を納めている大企業というのは本当に少ないという実態もあまり知られていないということも含めまして、ぜひこういった実態から高浜市の財政も厳しいということですので法人税の超過課税も含めて財政運営、今後については検討すべきだと思いますが、財政見通しが将来さらに厳しくなる可能性もあるわけですから、そういう中で高浜市の財政運営をどのようにしようとしているのかという点について考え方を伺いたします。

答（税務） 法人市民税の考え方につきましては、その時々を経済状況等を背景にした税制改正というものが行われております。税の課税事務を担当する者としたしましては、地方税法並びに条例等法令に基づき、適切、適正な課税事務をすることが基本であると考えております。で、このような状況の中、単にですね、法人市民税、税率を上げるというのではなくてですね、監査委員さんからの御指摘もございしますが、将来にわたる安定した財政運営を確立する意味でも企業誘致の推進など、自主財源を確保する一方で、今、行っております事業仕分け等により事務事業の見直し、行政コストの削減等、プライマリーバランスの黒字の維持に努めることが重要と考えておりますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

問（12） 先ほど、全国の自治体のいわゆる超過課税の実施状況というのは答弁があったわけですが、市段階でのその数字というのはどうなっているのか、それについてお知らせください。

答（税務） 全国の市の状況でございますが、全市、全国で786団体ございます。そのうちの標準税率採用が、176団体、一律超過税率採用が407団体、合併による不均一課税26団体、資本金等の区分による不均一課税を実施しているのが、177団体という状況でございます。

問（12） 今、答弁があったように、やはり市段階でも全国の8割近い自治体がすでに何らかの超過課税を実施しておるということは、今の財政状況を含

めてまた、企業の社会的責任を果たしていただくという観点からもこれはふさわしいあり方だと思うんですね。そういう点は、今後の財政運営の中では重要な施策の一つとして、ぜひ、取り組んでいただきたいということを要望しておきます。それから、先ほどもでておりましたが、決算の11ページにあります、不能欠損、相当多くなっていると、また収入未済が4億円と増加傾向になっているということも含めて、先ほどこの欠損の実態については数字示していただきましたが、なかなか納税困難な方が増えているという、この実態もまた把握しなきゃいかんと思いますね。その点でどのように分析しておるのかという点と、それから、収入激減者に対する税の減免の実施、これがこの決算ではどの程度対象者があって、減免がされてきておるのかということについてもお答えをいただきたいと思います。

答（収納） 滞納者のほうの理由別でございますが、市税全体、介護保険、私ども所管している介護保険ちょっと除いておりますけども、全部で6,431件が延べでございます。実数的には3,977人でございます。一番多いのが常習の方と申しましょうか、古い税があって、その税をずっとそのまま現年まで継続している方、そういった方っていうのが、1,300人ほどおみえになります。それとあと、新規で、これは現年でぽっと忘れたような方、そういった方が689人ほどおみえです。あと分納を履行されている方が1,300人ほどおみえになります。あと、死亡、転出、出国、所在不明で1,900人ほどおみえになりまして、この納税意識の欠如の常習の方という方と、新規の方、ちょっとしたお忘れの方含めると2,000人ほどになりまして、これが一番滞納の大きな理由の1つでございます。2つ目が、先ほど申し上げました、死亡、転出、あるいは出国、所在不明で2,000人ほどの方がおみえになりますのでその方の割合が31%ほどでございます。その次が分納の履行中の方でございます。1,300人ほどで21%ほど、そういった状況でございます。

答（税務主幹） 21年度の減免につきましては、市民税のほうがですね、107件で約360万円減免をさせていただいております。理由としましては死亡が50件、負傷、疾病が7件、生活困難者50名、以上で107名で約360万円減免をさせていただいております。

問（１２） わかりました。経済的な事情でかなり滞納がふえてきておるとい
う実態が、そういう中にみえるわけですが、そういう点では、一方では納税が
困難な人たちに対する税金の減免や、さらには減税というようなことも検討す
べき課題の一つかと思いますが、２２ページのこの固定資産税、これが前年に
比べてちょっと減になっておるんですね、これはどういう事情によるものか
ということと、それから都市計画税、これ７億４，４００万円とあるわけですが、
これについては全国的にもさまざまな施策の中で、都市計画税の市独自の減税
というものを実施している自治体も多いわけですね。そういう点でこの高浜市
がそういう点で検討しているのかどうか。ぜひ検討すべきだと思いますが、そ
れについての答弁をお願いします。

答（税務） まず、固定資産税の減額でございますが、前年度と比べて０．４％
ほどの減になっております。理由といたしましては、御承知のとおり固定資産
税は土地、家屋、償却資産ということに分かれております。で、そのうちの土
地につきましては、前年度と比較しまして、土地につきましては０．９％の増
ということになっております。また家屋につきましても前年度と比較しまして
家屋がマイナスの１．９％の減ということで、ここの部分で若干固定資産税減
ということになっておりますが、理由といたしましては、棟数、床面積とも新
増築の関係で増加をしておるわけでございますが、評価額に関しましては、２
１年度、評価替えの年でございますが、若干、在来家屋の評価額が減価となっ
たというものでございます。それから、都市計画税の関係でございます。都市
計画税の関係も毎回の御質問ではございますが、当市といたしましては、言っ
ておりますようにですね、都市計画事業費の費用に充てるための目的税という
ことございまして、この事業費に充てる充足率がまだ７４．３％ということ
になっておりますので、このような状況の中で税率を下げるというような考え
はもっておりませんのでよろしくお願いたします。

問（１２） 続きまして３０ページ、成果説明書の３０ページで１２款１項の
住宅に関して、空き家対策含めて来年度の施策を急ぐ必要があると思うんです
けど、これについては例えば、いわゆる家賃を下げるとか、その前提として借
りておる契約を長期契約であったけど、そういうものについても経済状況激変

という中で、実際には空き家率が50%近くあるということであれば、その辺を改善するために一定の相談も含めて検討しているのかどうか、それについてお伺いします。

答（市民生活） まず、借上公共賃貸住宅の家賃の減額ということですが、昨年もお答えをさせていただいておりますけども、既存入居者の関係もございまして、この辺りは、慎重に取り扱ってまいりたいと思っております。あと、空き家の部分というところですが、昨年度より委員御承知かと思いますが、借上公共賃貸住宅に入居者募集中というような看板も改めて設置をさせていただきました。おかげで問合せは多分にありまして、新規の入居者も確保できておる状況ですが、戸数については43戸と下げ止まっておる状況になってございます。引き続き、これら看板と広報等で募集をしていって入居者の確保に努めてまいりたいと思っております。

問（12） いずれにしても、借上住宅が43戸も空いておる状態というのは異常な事態なんですよ。で、例えば民間で大家さんをやっておったら、普通でいえば、これはもういつか倒産の状況になっていると思うんですね。で、既に入居者との関係とかいろいろ難しい調整は必要かと思うんですけど、それだけの財産が空き家で掃除だけ時々空気を入れ替えるというような費用が発生させて放置されるということは、あってはならないということだと思うんですね。そういう点では、看板を出したりいろいろな手を打っている努力は認めるわけですが、今の状況がこういうふうになっているという実態も踏まえて使える資材が放置されて自然に痛んでいくと、それで使っているよりももっと痛むというふうに言う人もいるくらいで、その点では、その既存に既に入っている人たちの対策も含めて難しいというんでなしに、解決の方向をやっぱりしっかりこれは検討して方式を出さないとこれはどうみても市民の皆さんの理解は得られないと思うんですね。そういう点では、これは担当レベルだけでは十分なね、決断というのは難しいかと思うんですけど、ぜひ、市の責任ある方々がどういった考えでこれを見ておるのか、これは税金の使い方として非常に重要な問題ですので、基本的な考え方含めてぜひ伺っておきたいと思っております。

答（市民生活） まずもって現在の入居の数が43戸、空きが35戸というこ

とでよろしくお願ひいたします。先ほどの入居者のところでございますが、昨年のオーナーさんとの会議をいたしております。その中で当然ながらこういった状況も御説明をし、委員の申されたようなこともお伝えをさせていただいております。オーナーさんのほうからそういう事情はわかるけども、やはり先ほど言った理由等々で、なかなか難しいんじゃないかということはあるので、今年もオーナー会議です、改めてそういった形のもの、お願ひをしてみたいと、かように考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

問（12） 相当前からこれ懸案になって、若干の改善、前後しておるという状況で、何年か過ぎておるんですね。そういった意味では責任ある市長を初め、そういう方々がこの問題でどう考えておるかということを含めて、解決の方向というのは、決断すればいくつもあると思うんですね。それについて、このままではまた同じようなことを議論するという、時間がくれば解決するということじゃないと思いますので、ぜひきちっとした考えを述べていただきたいと思ひます。

答（市民窓口セ） 借上公共賃貸住宅の空き部屋の問題につきましてはこれまでもですね、さまざま努力をしてみりました。そういう中で、これまで入ってみえた方との公平性の問題だとかですね、いろんなことの課題、一つ一つクリアしていく必要がございます。そうした中で、今年度も私ども新たな空き家対策こういったものを視野に入れながら、一つ一つの問題を解決しながら、ことにあたっていききたいということでございますのでよろしくお願ひいたします。

問（12） 例えば、既に入っている人たちに対しても、若干の恩恵を受けるような形で料金の設定、大家についても一定の御理解をいただくというようなことも含めてね、検討の余地は十分あるじゃないかと思ひます。例えば、端的な話、家賃を例えば1万円下げて、全員埋まれば35戸がそれだけ埋まるわけですから、それで増収部分の一定の部分を既存の入っている人たちにも家賃を少し下げるとかね、そうすれば、一定の理解というのは得られるということを含めて、これは一度ぜひ対策のこの検討委員会を立ち上げるなり、緊急の対策を含めてやらないと、毎年似たような数字がついておると、地元の不動産屋にも頼んだとか、常時募集にしたとか、さらには看板を掲げたとかという対策を

やってこの状況になっているわけですから、その辺については、一度市としては何らかの対策が必要ではないですか。ぜひ、これは市長のほうで決断をぜひ聞きたいということです。

答（後藤副市長） この借上公共賃貸住宅につきましては、もう2、3年ほど前から皆様方からいろいろと御指摘をいただき、また、いろいろなアイデアもいただいております。私どもそういったことも参考にさせていただきながら、何ができて何ができないのか、あるいはどこまでできるのかというようなことは、私ども内部の中で検討しております。その中でできることから今、しておりますが、一方で借上公共賃貸住宅、早いものですともうあと3年ほどで返還をする時期になってまいります。そういったことからオーナーさんと返還に関わる、今、協定もあわせて議論を、協議を進めております。そういった中で、できるだけ私どものほうでは、できるだけ入居者をふやしたいということと、一方では大家さんのほうでは、言葉は悪いんですが、善良な入居者でないと困るというようなこともおっしゃられます。そういったことを含めて、これからオーナーのほうと十分協議しながら私どもといたしましては、できるだけ入居率を高めるその最善の努力を引き続き努めてまいりたいとこのように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

問（12） ぜひ、効果のある改善を求めておきたいと思います。37ページの諸収入の関係で、雑入が1億5,178万6,322と大変な多額になっているわけですが、その中にけっこう大きな額の収入が雑入としてなっておるようですが、例えば、資源ごみの回収収益金というのは、そこに入っているのかどうか、いくらなのかそれについてお答えください。

答（市民生活） 資源ごみの回収収益金につきましては雑入の細節の25で記載させていただいております。収入済額といたしましては、850万6,567円でございます。

問（12） この辺はね、予算でも一応項目としてうたっているわけですが、先ほど他の委員からの質問にあったように、可能な限りできるだけそういうのはきちっと書くべきではないかと、それだけの金額のものが雑入ということではね、わかりにくい。せつかくのこういう成果説明書ですので、ぜひ改善、例

えば、すべての項目というとな難しい場合でも、100万を超えるようなものについては、最低限記載するというような取り組みは、説明書ですから、改善が必要ではないですか。その資源の回収の収益金というものは、どのように使われてきておるのか、どういう考えでこの収益金を使っておるのか、それについてお答えください。

答（市民生活） 資源ごみの回収収益金の充当先でございますが、ごみ減量リサイクル推進事業、そちらのほうに主に充てさせていただいております。具体的に申しますと、その中でも町内会様への報償金等々、資源ごみの分別収集の報償金、そのようなところに充てさせていただいております。

問（12） 先ほどの雑入の記載方法については、今後改善すべきと思いますが、答弁は。

答（財務評価） 雑入の表記の仕方につきましては、そこに記載してある区分につきましては、18款までに計上できないものをすべて雑入として計上させていただいているわけなんです。比較的金額が多額なもの、それから区分をする必要があるものにつきまして、区分をさせていただいております。雑入のその下の区分での表記につきましては、今後検討してさらにわかる主要成果としていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

<歳出>

1款 議会費

質 疑 な し

2款 総務費

問（6） 主要成果の12、13のところ、総務費が指数のところ、前年比157.4という大きく上がっております。これは確認ですが、いわゆる定額

給付金とそれから前年度の還付金ということで理解してよろしいですか。

答（財務評価） 総務費の増の理由でございますが、今おっしゃられたとおり定額給付金の給付事業、それから法人税等の過年度の還付金、それからまちづくり協議会の拠点整備で約1億5,600万程度でございます。

問（6） それでその81ページ、還付金のところですが、284件あって、3億1,700万、これは業種先ほどお話がありました、やはり鉄鋼関係のですね、あるいは大企業といたしますか、大きな部分の会社の還付金と考えてよろしいですか。

答（税務） そうでございます。

問（9） 主要成果の41ページの3番目の庶務支援センター運営事業費、1,600万ほどありますけれども、委託先が高浜市の総合サービスになってます。これ委託料で一括でこの金額が載っているわけですがけれども、先般平成20年度、59ページ見ていただきますと、やはり総合サービスで庁舎清掃費として、1件今年は上がっているんですけども、平成20年度市庁舎コントロール室等管理業務というのが360万ほど別に上がっていました。今年度は1,600万の中にその367万2,996円も繰り込まれて委託料一括というふうにはばっくり書かれているわけですがけれども、市庁舎室コントロール業務というのが去年までは別立てで、別事業で委託されていたのに、平成21年度になぜこの一括で委託されているのか、その明細というのは高浜市総合サービスにいくと委託料で全部入ってきて、分散される品目も分かれるわけですがけれども、こちらから委託料として出す時に、このばっくりとした書き方では先ほども御指摘ありましたけれども、ちょっとこの事業自体すごく不明確なのでちょっと教えていただきたいと思えます。

答（行政契約） 御質問いただきました庁舎のコントロール室の管理業務、昨年度までは財産管理費の庁舎管理事業の中で計上しておりましたものを、平成21年度から庶務支援センター運営業務ということで一本にさせていただきました。その理由でございますけれども、管理部門の庶務的な定例業務と現業業務を1箇所に集約をするということによりまして、例えば契約事務でありますとか、支払い事務でありますとか、そういった事務的なことの効率化を図ると

いう理由で一本にさせていただいたものであります。表記がばっくりとしてわかりにくいということにつきましては、来年度一度検討させていただきまして、少しわかりやすいような表記にさせていただきたいと思っております。

問（９） よろしくお願ひします。この1, 600万の案分ですね、どれがどのように使われているかというのは、しっかり把握しておきたいところなのでぜひよろしくお願ひいたします。続きまして、55ページ、広報活動費のまた委託料なんですけれども、平成20年度は在宅モデル業務事業として、169万2, 600円、上がっておりました。今年度は総合サービスに広報原稿準備業務委託として名目が変わって出されているのはなぜなのか、お願ひします。

答（危機管理） 平成20年度につきまして、在宅モデル業務委託料ということでやらさせていただきまして、21年度、広報原稿準備業務委託料ということで、名称を変えております。業務内容につきましては、同一の内容でございますが、当初は在宅モデル業務ということで、在宅でできる業務のテスト的なことでその内容確認をするといった意味が強く行われて、大きな目的としてやっておったわけですが、そういった業務につきまして、平成21年度につきましては、改めて総合サービスにおいて、広報準備業務ということでですね、名称を変えさせていただいたということでございますので、よろしくお願ひします。

問（９） では平成20年度までの在宅モデル業務というのは、事業として成果があまり出なかったということの認識でよろしいわけですね。それで総合サービスに広報原稿準備業務ということで改めて、21年度委託して、来年度からもこの広報委託は総合サービスに行われるわけですか。

答（危機管理） そうではございませんで、在宅モデル業務としての内容が確認をできたということで、21年度からは広報原稿準備業務とさせていただいたものでございますので、内容的に問題があったとかそういうことではございませんので、よろしくお願ひいたします。

問（９） 70ページの防犯対策費の防犯・防災ソーラーLED証明灯設置工事、25基、2, 900万、約1基に直すと120万前後なんですけれども、これ防犯灯施設事業というのも予算組みの中ではかなり予算低くて、決算になると

2, 000万、3, 000万ぐらい防犯設置工事がふえてきたわけですが、
も、こういった経緯でこのようにふえたのか、また防犯・防災というのをむや
みやたらには多分設置してないと思うんですけども、戦略的目標を持ってね、
次年度以降も防犯・防災をしっかりしていきますということで、設置されてい
るのか、こういった目的で今年度25基もふえたのか、そこら辺を答弁を願
いします。それと次の71ページの同じく市民相談の委託料の862万6, 0
00円なんですけれども、これポルトガル語の通訳の委託業務で高浜市総合サ
ービスのほうに850万ほど委託料で出してます。先般県のほうの事務事業の
評価に行った時に、多文化共生社会づくり推進費というので多文化ソーシャ
ルワーカーの活用事業というのが県のほうでやられています。そういったのを利
用するのに、共通の多文化ソーシャルワーカーの活用事業というのが県のほう
にもあるわけなんですけれども、そういったことを高浜市総合サービスのほうに委
託で出してしまうと、連携とかそういったことはうまくいくのか、その2点に
ついてお願いいたします。

答（都市整備） まず防犯のソーラーのLEDの関係なんです、実は今年の
8月の議会におきまして、高浜まち協のほうに全体的に5つと吉浜まち協に5
つ、高取まち協に5つ、南部のまち協に5つ、翼に5つということで、全部2
5基の太陽光発電のLEDを設置させていただきましたものですから、その分
が上がっております。

答（市民生活） 委員から今、御指摘のありました県の多文化ソーシャルワ
ーカー活用事業におきましては、ちょっと私どもで内容を詳細に把握しているわ
けではございませんので、何とも言えませんが、事業仕分けでもお答えし
たように、碧南、高浜で多文化共生プロジェクトというものが今立ち上がって
おります。そういったところも含めて、多チャンネルで今後検討してまいりた
いと思っております。

問（9） 防犯のほうの防災ソーラーLED、まち協に5基ずつということで、
なぜ設置したというか、議会で説明もあったわけなんですけれども、戦略的目標
ですよね、25基、1基につき120万かかる、それからの施設管理費の管理
も当然お金がかかってくるわけですし、このまま次年度以降も防犯・防災でや

るのか、その地域共生、まち協のほうというか地域文化のほうに下ろしていくのか、そこら辺のところの連携とか都市づくり、まちづくりに関連してくると思うんですけども、そういった戦略というのはお持ちなのか、お願いします。

答（都市整備） 今回25基やった考え方としましてですね、今までうちの防犯につきましても、電気で電力があるものに対して防犯灯というのは設置がされております。実は今の防災の中で、このまち協の中に何か災害が起きたときに避難場所としてその箇所をまち協の中で選んでいただきまして、防災の中でその部分を設置させていただいておるという状況なんです。太陽光発電にしたのも災害時のときに電気がないときに緊急時に夜間も電灯がつくということで、避難した方の電気に、そちらのほうに集合していただき、何かの集合場所として活用していただきたいということで5基ずつ設置させていただいております。

問（2） 主要成果説明の43ページの市民活動運営事業の部分のですね、一番下に書いてあります、町内会集会所等建設費補助金、この部分で平成21年度としては二池町内会で町内会集会所改修ということが上がっておるわけですが、改めて町内会等で集会所、会館等新しく建設するにあたって、改修ですか、市として補助金が出ると思うんですけど、そのいろんな条件とかどの程度出るかということ、それから今までで町内会としてどの程度の町内会が利用してみえるかお願いいたします。

答（地域政策） 集会所等の建設費補助金につきましては、高浜市集会所、避難所及び防災倉庫建設費補助金交付金要綱がございまして、これに基づいて行っているものでございます。内容につきましては、新築、増築、改築につきましては、補助限度を900万として、対象経費の2分の1ということでございます。それから改造につきましては、補助限度額を200万としまして、補助対象経費の2分の1ということでお支払いをしているものでございます。今まで使っていた例としましては、昨年でしたか、沢渡町さんの町内会館の新設とかそれから論地町さんのこれはクーラーの設備の改修等で使っております。

問（2） 主要成果の72ページ、この部分の防災活動事業の中の備蓄品の

購入の部分ですけど、ここにうたってありますアルファ米なりアルファ米のアレルギー対応食、飲料水等書いてあるわけですけど、保管場所としても市内3箇所ということですけど、この部分について、当然この数量を出す上の根拠というのがあると思うんですけど、その数字と当然賞味期限というか消費期限というのが出てくると思うんですけど、それに対しての対応というか、どのような処置をしてみえるかということ。

答（危機管理） 備蓄食糧、飲料水につきまして、その数量の算出の関係でございますけれども、現在想定されております、東海地震、南海地震、東南海地震とあるわけですが、一番被害がこの地域に大きいだらうといわれておるのが、東海、東南海地震連動のケースでございます。そうした場合、高浜市におきましては震災初日において、避難所へ避難される方が約8,900人が想定されております。この8,900人の避難者の方に対しまして、1日分ということでございますが、2食の食糧、それから飲料水については2リットルということで想定をいたしまして、細かい数字でいきますと、1万7,800という数字が出てくるわけですが、これを1万8,000ということでこの1万8,000食を備蓄の目標としたいということで計画をいたしております。この1万8,000食、1万8,000リットルの飲料水を5年間で備蓄をしていきたいということで進めておりまして、平成22年度で一応目標の数量の備蓄ができるということで、今年度いっぱいこの数量が備蓄できるということで考えております。それから食糧、アルファ米にしましても、飲料水にしましても、一応消費期限というものが5年間となっております。5年を過ぎますと一応消費期限を過ぎるということでございますので、ちょっとそれを使うということではできません。そういうこともございまして、できれば消費期限の近いものについては、市内で行われる防災訓練とか町内会等、まちづくり協議会等でも行われる防災に関する講習ですとか研修会、訓練、そういったものの中で家庭での備蓄を進めるためにもですね、こういうものがあるよということで提供をさせていただいて、有効に使ってまいりたいというふうに考えております。

問（17） 2点お願いいたします。まず73ページの家具転倒防止器具の取付けでございますけれども、20年が35件で21年が6件と、これですね、

これ多分シルバーですね、確かやってもらってるの、これは。累計はこれ何件、これで取り付けが終わったのか。それとこういった65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしていますけども、何件あって、そのうち今言ったように何件を取り付けたのか。また個人的に当然付けられると思いますので、もしそういった数も把握しておりましたらちょっと教えてください。それから当然今話がありましたように、当然いつ何時か地震が起こるかわかりませんので、もっともっと取り付けていかなければならないと思っております。そういった意味でピーアールといいますか、周知の方法も今どのように進めているのか。それから2点目ですけど、82ページの市税の関係の納期の前納付の状況でございます。今年からこの前納の報奨金が廃止されました。それに伴いまして、今年の前納率は昨年とといいますか、どのように変化してきたか、去年でありますと前納率が市県民税で34.7、固定資産とか都市計画税で63.7ありますけども、今年はどうのように変わってきたのか、この2点をお願いいたします。

答（危機管理） まず最初に家具転倒防止工事の実績につきまして、累計ということでございますが、この家具転倒防止工事につきましては、平成16年度から始めさせていただいております。21年度末現在で164件の施工実績ということになっております。それから対象となる高齢者等がどの程度おみえになるかということでございますが、今手持ちの資料として申し上げられるのが、数字的に把握しておりますのが、単身高齢者の方の人数、それから高齢者のみ世帯に属する方の人数、これについては数字的なものを持っておりまして、単身高齢者の方が大体680人、それから高齢者のみ世帯に属する方が2,100名ほどおみえになりますので、大体高齢者のみ世帯の方が夫婦お二人ということばかりではないと思っておりますが、もしそういうふうに仮定した場合に先ほどの単身高齢の方の世帯と推計ですが、大体1,700世帯ぐらいになるのかなということ考えております。それから家具転倒防止工事についてのピーアールでございます。家具転倒につきましては、震災に対して例えば耐震性の高い住宅であっても、大きな地震が来ると家の中の家具がいろいろ動くことによって怪我をするということで、必ずしも旧基準でつくられた耐震性が低い建物ばかりではなくて、新しい建物についても非常に重要なことだということで

考えております。この補助制度につきましては、主に民生委員さんを中心にしてですね、高齢者世帯に対してピアールをしていただいているわけですが、一般的な家具転倒につきましては、各まちづくり協議会での勉強会とかそういうところで勉強していただくと同時に、私どもも行って、ピアールに努めさせていただいているというのが現状でございます。

答（収納） 前納報奨金制度廃止に伴います状況でございます。私ども廃止に伴いまして、最大限3割程度そういった影響が出るんじゃないかということで見込んでおりました。実際平成21年の当初と22年の当初を比較をいたしまして、件数的には期別の変更の件数が1,349人ということで件数的な変更割合は17.93%でございました。それとあともう1点、金額のほうでございます。こちらのほうも最大限3割ということで、5億5,000万ほどの減収ということで見込んでおりましたが、実際的には3億9,000万ということで、ほぼ1億6,000万ほど見込みよりは少なかったというような状況でございます。前納率につきましては、市県民税については、34.7が12.7ほど減っております。固定資産税のほうは63.7が12.1ポイントほど減っている、そういったような状況でございました。

問（17） 今の当然シルバーのほうで取り付けている件数が164件、これわかりますけども、あとは例えば民生委員のほうで個人的に当然やられる方も当然おると思うんですけども、こういった数というのは把握が難しいですか、これは。

答（危機管理） 残念ながら私どものほうとしては、補助を使っていた方については把握はできておりますが、個人的にやられる方についてはちょっと把握できておりませんので。

問（8） 主要成果の62ページの第6次高浜市総合計画策定業務の委託内容ですね、これについて総合計画は今、市民会議や審議会の皆さんで進められておって、大詰めを迎えているところですけど、この委託内容というのはどんな内容なのかについてお聞きしたいのと、それから74ページの地震防災マップの作成ということで、先ほどのすいません、62ページのところ、今年度441万円ですか、22年度が640万5,000円という予算がついております

けど、全部で1,000万ほどになりますけど、これについてお願いしたいのと、それから地震防災マップの作成、これ345万6,000円なんですけど、玉野測量コンサルタントというところに発注されてるんですけど、どのような形で選定されたのかということと、企画内容についてですね、行政側が企画して、それを作成ということで、いわゆる作成業務を委託したのか、企画も含めて委託されたのかその辺についてお聞きしたいのと、それから震度予想のマップ、それから被害予想のマップが非常に50メートル四方でつくられておって、従来ある500メートルでしたかね、数年前につくられた500メートルに比べると非常に精密になっているんですけども、これはどのようなデータをもとにしてつくられたのか、それから防災マップを各戸に配られたり、コンビニでも手にすることができるというようなことを聞きましたけども、最近ニュースで集中豪雨の水害で被害が起きて、その町は水害の防災マップをつくっておったんだけど、ありながら被害が予測できなくて十分マップが生かされてなかったということをニュースで聞いたんですけども、マップをつくって、これをどのように活用していくとか、皆さんに周知していくのかということその辺の今後の課題もあるかと思うんですけども、その辺についてお聞きしたいと思います。

答（地域政策） 総合計画策定業務委託料の中身ということでございますが、21年度委託料の内訳と申しますのが、総合計画審議会ですとか策定委員会の資料の作成支援と総合計画審議会、それから高浜市の未来を描く市民会議の運営支援、地域計画書の印刷、昨年9月に発表会をしていただいたということで、地域計画書の印刷となっております。具体的な資料としましては、総合計画策定にかかる素案検討資料ということで、基本計画の成果指標に関する検討資料ですとか、小学校区分の人口推計等の資料を作成していただきました。今年度予算が大きくなっているということでございますが、最終年度につきましては、総合計画本体、総合計画書の印刷1,000部を予定しておりますので大きくなっております。

答（危機管理） 地震防災マップの関係でございますが、まず発注につきましては、コンサルタント業を対象とした指名競争入札で発注をいたしております。

それでこの内容につきましてですが、私ども他市でつくったものも参考にさせていただいておりますが、今回防災マップのほうで、どうしても記載をしたかったこと、こういったものを定めまして、それに基づきまして、仕様書を定め、その内容に基づいて作成をしておるわけですけれども、内容といたしましては、揺れやすさのマップ、それから危険度マップ、それから今回作成いたしましたような内容の防災時、災害時に必要なこととこういったことを内容的に組み入れていきたいということで仕様書を作成して、作成に進んでいったわけでございます。今回先ほどちょっとお話がございましたように、今まで高浜市の被害想定というものがございました。これは愛知県のほうが調査をされて、それに基づいて私どものほうで印刷をさせていただいたものですが、このときの高浜市被害想定では高浜市内の震度予想、それから液状化の状況、こういったものが500メートルの網の目、1つの柵が500メートル、500メートルということで仕切って、つくられておりました。ということで内容的に区域としてはそういう形になるわけですが、どうしても情報として見たときにですね、精度が落ちるといふ部分がございまして、これを今回ですね、50メートルの網の目ごとに作成をしたということで、500メートルメッシュと50メートルメッシュということになりますとですね、例えば500メートルの網の目の中に震度6弱と震度6強が細かく分布してた場合に、どうしても多いほうを代表してその区域の震度とするという表現になるわけですけれども、これが50メートルメッシュになればですね、当然それぞれ震度6弱のところは6弱、6強のところは6強というような形で細かく表現ができるということで、より詳細な状況を知ることができるんじゃないかということで考えています。それからこのマップの利用方法ということでございますが、ただいま申し上げましたように非常に細かい区域でいろんなことが出てきておるといふことで、私どもとしてはこういうマップにつきまして各世帯配布をさせていただいて、皆さん方に見ていただくのは当然ですけれども、今後もそれが眠っておってはいけないんで、継続的にこのマップの利用方法についてはですね、ピアーールをしていく必要があるというふうに思っております。昨日も実はお客さんが1人お見えになりまして、高浜のほうで家をつくりたいんだけど、どうなんだろうとい

うことで、お見えになったお客さんがみえるんですが、たまたまその方はマップをお持ちになって見えなかったんで、こういうマップがあるよということで、コンビニで手に入れていただくか、市のほうへ来ていただいてもということでお話申し上げましたら、お話もしたいということでこちらの窓口にみえました。そこで震度の図面等もお見せしてですね、状況はこうですと、ただ震度が高く予想される場所でもそれに対応した家の作り方というのはあるんで、そういうことも設計士の方だとか不動産屋の方とよく相談されて、お決めくださいねというようなことはアドバイスさせていただきました。こういうことですね、今後も活用してまいりたいというふうに思っております。

問（８） 総合計画策定業務の委託内容はこの資料の作成が主だと思いますけど、資料というのは最初からどの資料がいるというふうに決まっておったわけじゃない、市民会議が進められている中でいろんな資料が必要となってくるかときたと思いますけども、これは最初から一括していくらいくらというふうに決めてあったのか、出来高というんですか、かかった分だけというような形でやられたのか、やられていくのかということと、それから防災マップのほうですけども、よく見ますと耐震改修を推進していくための資料というんですかね、そのような文言が書いてある、私はそのように受け止めたんですけども、今、耐震診断やられて、耐震改修も進められて、最近ちょっと改修の件数がふえてきて、毎年目標値を達しているような状況ですけども、この防災マップを使って、あなたの家はこういう地盤ですから、というような診断を進める上、あるいは診断後の改修を進める上で利用するということは考えられていくのかいかないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

答（地域政策） 委託でございますので、仕様書の中に作業内容としまして、策定委員会総合計画審議会の資料策定は人件費がいくらだよということはちゃんとうたっております。

答（危機管理） 今回の防災マップの使い方としてですね、確かに非常に細かい範囲で震度予想等が書かれておると。その中には近隣のその住宅なり、建物の建築年度等をもとにした倒壊の危険性、こういったものも加味した危険度マップという内容もついております。そういうことで、私どもその耐震診断のピ

一アールを進める上ではですね、本人さんのその御理解を促すためにも十分使えるものだというふうに思っておりますので、またどういう形でその辺の説明をさせていただいたらいいかについては、また検討させていただきたいなと思っております。

問（12） 48ページの市民表彰事業について、事業仕分けで要改善ということでそこでは一定の案が出ておるわけですが、来年度実施予定ということでの改善はされるとどんなイメージの、簡単でいいですから、表彰式を考えておるのかということについて伺いたいなと。それから49ページの定員適正化事業の関係ですが、かなり定員を圧縮してきておるといふふうに私は率直に感じるわけですね。仕事が結構ハードではないかと。今回の決算資料のいろいろな正誤表が出てきておることも、これはかなりきつい仕事との関係も否定できないのではないかとということ懸念するわけですが、その点で適正化事業について、当市としては定員の最適性はどこを目指しておるのかという点について、1つ伺いたい。それとの関係もありまして、53ページの職員の衛生管理事業ですね。この点では職員の長期欠勤者、健康上からの欠勤と休職者、それがこの21年度はどんな状況だったのか、端的にお答えください。

答（人事） 最初に48ページの市民表彰事業でございます。その来年度のイメージはということでございますが、委員御承知のとおり、事業仕分けでこの市民表彰式、いろいろ御意見等いただいております。そんなことでそういった市民の皆様方の御意見を反映させていただくということで、来年度につきましては、来年度23年度でございますけれども、来年度につきましては講演会が不要じゃないかというようなお話がございましたので、そういった講演会をひとつ割愛させていただきたい。それと招待者につきましても、そんな招待する必要ないんじゃないのか、そういった御意見もありました。そういった御意見踏まえまして、招待者につきましても廃止をさせていただきたいなということ考えております。それから49ページの定員適正化事業でございます。いろいろ今回の決算議会の資料が間違っ、仕事がきついんじゃないかというお話がございましたけども、それは仕事のきついというのとは別問題だと考えております。今、この決算年度であります、平成21年度に関わる定員適正化計画

では一応、平成17年度当初の定員から平成22年度当初で99人減員になっておりますけども、これは市立病院の民間移譲、こういったことが大きく影響をいたしております、99人減員の271人、この22年の4月1日でございますが、そういった状況でございます。今後の定員適正化計画につきましては、この平成22年4月2日から26年4月1日までを計画期間として策定いたしておりますけども、現在考えておりますのは平成26年度当初250人として、21人を減員させようというような考え方でございますが、これは首かしげておられますけども、最後までお話を聞いていただきたいんですが、これは2保育園とそれから2児童センターの民間移譲、こういったことがございますので、そういったことで21人が減員されるだろうというふうに思っておりますが、今年度中に新規事務事業を踏まえまして、さらに精査する予定で考えております。それから最後になりますが、53ページの職員の衛生管理事業の中で、長期休業者というようにお話がございました。21年度中に休暇日数30日以上とられた職員が10人おります。

問(12) いろいろ訂正が多かったのは過密とは違うという人事のリーダーの話ですが、もう少し事実をやっぱり精査した上でぜひ結論を出してもらいたいと思います。やっぱり過密な仕事とそれから特に暑い環境の中とかさまざまな条件があったと思いますから、先ほど病気欠勤者が10人というのもね、これは少なくないと思います。それからいわゆる休職者がいるのかどうか、その辺についてもちょっとお答えが漏れておりますので、お願いしたいのと、それからいわゆるメンタルヘルスというような点で、精神的ないろんな障がいというのか負担とかそういう関係でのいわゆる欠勤者という者はどの程度いたのか、合わせてメンタルヘルスの点についてはどのようなケアをしているのか、それについてお答えください。

答(人事) 最初に病気休業者の中の休職者というお話でございますが、先ほど30日以上休んだ職員が10人おると申し上げましたけども、このうち2人が休職者でございます。それと心の病でございますけれども、30日以上休業者10人のうち5人が心の病ということで30日以上休んでおります。それから対応でございますけれども、こういった心の病、実は20年度に比べて、2

0年度30日以上休んだ者が11名でございましたので、若干減っております。心の病につきましても、20年度同数の5人でございますけれども、こういった心の病にかからないようにするためにメンタルヘルスに関する研修会の開催をしたり、それからあと実は共済組合のほうで24時間対応の電話ヘルス相談というのをやっております。これは電話賃無料でございますし、年中無休24時間対応でやっておりますが、そういった相談窓口の紹介、それから21年度から始めておりますけれども、若手職員の成長支援研修ということでやはり若手の職員は最近コミュニケーションが不足気味であるということで、そういったコミュニケーションを上手にとるという目的でもって、こういった若手職員の成長支援研修というものを平成21年度から始めさせていただいております。こういったいろいろメンタル的な病に陥らないためにもさまざまな手を打っておりますけれども、今申し上げたような状況でございます。

問(12) ただいま19年が11人であったのが10人に減ったというような答弁もありましたが、母数が減っているんですよ。100人近く減っているという中で率は逆にふえているというふうに見るべきだと思います。その中でまたさらにメンタル面での病というのが5人というようなことも職場の実情を一定反映していると思うんですね。そういう点では軽く見ずにきちっと定員適正化というところでもその辺は適正であるかどうか、それか250人に減らすということで首をかしげておったけどという答弁ありましたが、民営化がその中に色濃く反映しているということで、市のいわゆる地方自治体が現業部門というのかそういうところでサービスをやっていくというのは、公的サービスを守る上での拠点だと思うんですけど、当市はそれを民できることは全て民でという流れをとってますが、これは公的なサービスの間接的な放棄というのか、さまざまな問題点が起きてくる可能性があるわけで、その点ではもっと慎重に扱うべきではないかということを感じてますので、その辺民営化をどんどん進めていくということについて、適格かどうか、どのような考え方で進めているのかについて、見解があれば伺っておきたいと思います。次に2款1項8目の55ページ、広報の問題もやはり事業仕分けで問題になりまして、やはり広報というのは市民にしっかりお伝えするために出しておるのではないか

という原則、そこから見て当市のあり方について改善を求められたと思うんですね。先の一般質問でも一定の答弁をいただいておりますが、それは市の見解としてしかし、市民にしっかり届けるという点では改善しない答弁のように聞いておるんですね。その点では、これで置き換えれるからいいという、大雑把にいうとそういう答弁だと思うんですけどね、やはり今、町内会に配布を委託しているということから、そちらにお任せという形の市の対応ですが、やはり配布を依頼するということであれば、対象する市民に届けるという原則も踏まえて依頼すべきではないかと、その点では市の頼み方というのか姿勢がそこに反映していると思うんですけど、それを変える考えがないのかどうか。それについてお伺いします。

答（人事） 民営化をどんどん進めるのかということでございますけども、やはり公共サービスというのは官、公が独占するべきものではないと考えておりまして、民間にできることは民間でしていただく、こういったことを基本スタンスにして進めてまいりたい、こんなふうに思っております。

答（危機管理） 広報の配布についてでございますが、現在の町内会を通じての配布を行っておるわけですが、仮に町内会に入らなくても広報が届くということになりますと、現在町内会の中ではですね、ごみの立ち当番にしてもそれ以外の役職にしてもですね、半ば義務的なことが発生してまいります。地域で暮らしていく中でですね、やはり助け合いという中では、自分が果たすべき役割というものは当然あるかというふうに思っております。そういうものをですね、やはりなしにしてサービスだけを受けるという形で社会が進んでまいりますと、私ども防災も担当しておるわけですが、その震災時に助け合っていくとそういったことがだんだんできなくなっていくのではないかと、そういう社会になっていくのではないかとということが非常に危惧をされる、そういうことがございますので、1つの方法としてはですね、町内会の方が広報を場合によっては、持って行きながらですね、町内会に入ってくださいということでお話をさせていただくような機会を設けていただくこともいいのかなということは考えております。

問（12） 私はもちろん隣近所のそういう人的な交流というのか、それは密

にできるだけしていくということは当然の前提であって、その場合も入っていない人を配る対象から排除するというこういう考えなしにやっぱりそういうところに届けながら、先ほど答弁にあったけど、こういう制度で皆さんできるだけ交流し合って、助け合ってということでやってますという形でそれを機会に啓蒙をしていくと、入っているか入っていないかによって配る、配らないという短絡的な考え方というのは逆に地域に溝をつくるということであると思うんですね。そういう点ではやっぱり1つの考え方をやっぱり切り替えるべきではないかということ強く思うわけです。広報の関係ではポルトガル語ですかね、よく私わからないけど、そのスペースが若干あってということではありますが、市内にはさまざまな人たちがみえるということではただ配る、配らただけでなしに、そういう方々に対しては市としてはどういう考え方でこのお知らせをしようとしているのか、それについて合わせて参考までに教えていただきたい。それから2款1項12目の59ページの関係ですが、デジタルテレビ化の対応の関係で工事費があるわけですが、これは市はこれで完了しておるかと思いますが、今回聞いたかったのはそれと関連して、市の庁舎を初めとする建物で電波障害にアナログ放送の場合になっておる箇所、これがデジタル化されたときの対応についてはそういう関係住民、何箇所あってそれに対する対応はどのようにされているのかということについて、合わせてお聞きします。

答(危機管理) 現在、市の広報にはポルトガル語のページを設けております。それ以外の言語を使われる方、それから社会の中で孤立してみえるような方が対象だと思うんですが、実際なかなかですね、広報の内容について言語を多言語化するといってもやっぱりそれは限界があることでございます。そういう中でポルトガル語ということで対応させていただいているんですけども、やはりそういった方の中で中心になる方、いろんな形でお世話をしてみえる方がみえると思うんですね。そういう方に対して例えば広報の内容をですね、みんなに必要な部分については教えていただくとか、そういう形がとれるといいなというふうには思うんですが、具体的な方法はと言われるとまだあれなんです、方法としてはそういった方法が考えられるのかなというふうに思います。

答(行政契約) 庁舎の電障に関します地デジ対策の件でございますけれども、

現在対策を行っておりますのは、戸数にして56戸と集合住宅が2戸ですので、58戸が対象になっております。それで今後地デジに移行した場合の対策ということですが、現在デジサポのほうで地デジの受信可否の調査というものを各市域で行っております。近隣でいきますと高浜市を除く碧海4市では既にその電障のどの部分が少し電波が弱いのかということはホームページで公表されておりますが、高浜市もまもなく公表されるであろうというふうに考えております。その結果を踏まえましてということですが、お隣の碧南市ではほとんどそういった地デジの電障が発生しておりませんので、おそらく当市でも電波障害発生しないだろうと考えておきまして、この場合ですが、そのことが明らかになりましたら、今申し上げました各戸に御案内を差し上げようと思っております。これは電波障害が解消される見込みでありますので、今までの市としての保障対策というのは終了させていただきます。あと個別にですね、キャッチのほうで継続加入されるのか、あとは御自分のほうでアンテナを立てていただくのか、そういった御選択をしていただくということになるということになります。

問（12） 先ほどの広報の全戸配布については、1つは基本を踏まえると、言語がいろいろあってというところに対しても市としてのやっぱり考え方、あの場面傍聴させていただいてやっぱりきちっとした考え方を持っておくことが必要で、的確なやっぱり、多言語全てを載せるなんてことはできないわけですから、そういうところは考えておりません。しかし、こういうような対策で最小限皆さんにお伝えするよというよいうね、これが公的なサービスというのか、市の責任のあり方じゃないかということを感じたので、今検討されていることをぜひ進めていただきたいと思っております。それから62ページ、内藤委員から質問が出ていた総合計画策定の関係で441万、これ委託となっているわけですが、これはどこに委託しているのか、それだけちょっとそれについてはお答えいただきたいと思っております。続けて64ページの広域行政推進事業の関係で、以前からこうした促進の協議会というものに加盟しておる点についてはさまざまな問題があるのではないかということ指摘してきまして、いわゆる架橋ですね、伊勢湾と伊良湖を結ぶあれについては当市が脱会したということ

もあるわけですが、しかし例えば中部国際空港の連絡建設促進協議会なんかは今もそのまま参加しておるわけですが、これ見直すべき時期にきておるんじゃないかと思いますが、それについてどのように考えているのか。それから、政権が変わって民主政権になったわけですが、こうした協議会のあり方について、いわゆる民主政権からも代表が来ておると思うんですけど、動きが内容的に少し変わったところがあるのかどうか、民主党自身はコンクリートから人へと最初言っておったように思いますが、それについてこうした事業はどっちかというコンクリートからコンクリートへというほうだと思うんですけど、変わっておればその内容も合わせて教えていただきたいと思います。

答（地域政策） 総合計画の委託先につきましては、ランドブレイン株式会社でございます。それから、中部国際空港の連絡鉄道建設促進協議会の負担金を見直す考えはないかということでございますが、この協議会のなかでは高浜市としましても、バスの利用促進も含めた空港アクセスの活性化に向けた研究などができないかということも協議会のあり方についてもいろいろ御提案申し上げているところでございます。この協議会につきましては、7市ですね、岡崎、半田、刈谷、豊田、安城、常滑ということでもいろいろな交換をしておりますが方向性についてもすぐに結論を出すのは難しいのかなというふうで考えております。それから、政権が変わってこういう協議会、リニアとかも含めての御質問だと思いますが、例えば、リニアにしましても現政権におきましても、現在リニアにつきましては国土交通省の交通政策審議会のほうで審議も具体的な建設に向けての審議もはじまっているということもございますので、ものによっては推進ということでも進められていると考えております。

問（12） いわゆる広域行政推進の関係については民主政権にかわってもそんなにかわっていないということのようですが、中部国際空港のこの連絡鉄道の関係についていうと、事業実態の状況、バスも走っているわけですが、本当に数人、あるいは空っぽだというような状況でとても新たに金を投入してという状況になっていないと思いますね。そういう点では促進というあり方についても市としてもやっぱり慎重にただ進めればよいということでもなしに、必要なものについては脱会も含めて検討すべきではないかということを感じて

けです。あわせて、2款1項20目の76ページ。まちづくり協議会の拠点の関係では、吉浜も昨日みせていただきまして、整備されて、5地域そろったということではありますが、高取が公民館に設置されていますが、今後の高取のその拠点についてはどのような考え方でおるのか、これについてお伺いします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時00分

答（地域政策） 水野委員の高取のまちづくり協議会の拠点をどのように考えているかという質問についてお答えさせていただきます。高取まちづくり協議会の方々とは常に情報交換を行っておりますが、特に拠点に関する御意見というのはいただいております。現在の場所なんです、利便性もいいですし、現在のまち協の活動も十分していただいているということで、行政としましては、他にということでは考えておりませんのでお願いいたします。

問（12） はい、その件はわかりました。先ほど答弁のなかで、62ページの総合計画策定の業務委託の関係でラウンド何とかという企業名がでたんですけど、ここはどこが本社であんまり馴染みがないように思うんですけど、こうした仕事を専門にやっているのかどうか。それから、この総合計画策定のさまざまな資料がでておるんですけど、それもそこでつくっているのかどうか、ちょっと仕事の内容について簡単にそれについてはお答えいただきたいと思います。次に、あわせて2款1項23目、80ページの緊急雇用創出の事業の関係ですけど、夜間パトロール、半年、今、実施していますが、その実施内容と犯罪防止にどのように寄与しているのか。同じく2款2項3目の84ページ、やはり緊急雇用創出のコールセンターの関係ですね、債権回収コールセンター業務委託。この内容とそれからどのような効果をあげているのかそれについてお答えください。

答（地域政策） ランドブレイン株式会社につきましては、名古屋のコンサル会社でございます。実績としましては、総合計画を得意とされておりまして、ここ5年、県内だけでみますと、小牧市、春日井市、みよし市、西尾市、武豊

町、豊山町、そして現在は、刈谷市と犬山市、東郷町のほうでも総合計画のコンサルをされているということでございます。資料もつくっているのかということですが、例えば成果指標に関する検討資料ですとか、小学校区分人口推計の検討などの資料をつくっていただいておりますのが現状でございます。

答（都市整備） 緊急雇用ですね、夜間防犯パトロールの業務委託なんですが、雇用がですね、6ヶ月ということで雇用日数が91日、業務時間がですね、夜の10時から朝方の4時までということでやっております。実施内容につきましては、各公共施設ですね、巡回、道路の巡回ですね、それとあとですね、いろんな公園なんかにトイレを壊されたりですね、緊急に何か壊された場所があった場合ですね、そちらのほうにもそのときにいろんなところに巡回していただく状況になっておりますのでよろしく願いいたします。

答（収納） 緊急雇用の84ページのコールセンターの内容と効果でございます。内容のほうは、市税、あるいは国保の現年分の滞納者への電話の催告、自主納付の呼びかけを行うものでございます。勤務時間、月水金曜日の週3日で10時から5時まで。オペレーター3人、うち通訳者ということで週に1日、1人増員となっております。とリーダーの方1人で、計4名で自主納付を呼びかけるものでございます。10月から3月末までの半年間の実績としましては、不通とか番号の不使用等を含め、催告したのは、2,610件、このうち納付依頼、あるいは留守電での会話ができたものが、1,386件、会話率53.1%、このうち納付に至ったものは、591件、納付金額2,097万7,500円、納付率が42.3%でございました。

問（12） 今の債権回収の仕事、これ結局民間の業務委託でやっておるということで、他にも前にあった窓口業務等も同じように委託でやっておって、この特に債権回収につきましては、滞納しておる名前と情報がすべてそういう方々に漏れるということになるわけで、極めていわゆるプライバシーを守らなきゃいかん情報がそういう民間の人に手にわたるということは、そこの市民にとっても不安なことであって、私は窓口業務も含めて市民の皆さんがこの安心して暮らせるまちにしていく上でも直営できちっとやるべきではないかということを考えているわけですが、こうした問題について、情報漏れがないような

措置がとれるのかどうか。公務員であればそういう点では、公務員の秘密守秘義務というのは明確に法律で位置づけられているわけですね。そういう点では不安が非常に大きいわけです。かねてから、改善を求めているわけですが、それについてどのように考えているか答弁をお願いします。

答(収納) 現在コールセンターのほうの委託の業務の内容の範囲というのは、事実行為でございます、催告業務委託に限定をいたしております。これ制度の範囲内ということになりまして、これはなるべく契約書のなかで慎重にとり行っております。約款あるいは委託の仕様書、そういったものとかで厳しく制限しているというふうに考えております。またこういった服務規律、受託者側の服務規律につきましても、総合サービスのほうでは会社のほうではその点については重要事項ということでお伺いしておりますので、そういったことはないというふうに考えております。また、直営でというお話ですが、現在夜間の滞納整理にあわせまして、夜間のときには市のほうの職員のほうから電話をしているというところがございますが、それを拡大しまして、日中、先ほどいたしました10時から5時までの間やっているという、そういう現状でございます。

問(12) 公的なサービスをきちっと直接責任をもってやるということが原則であって、その点でこれまでも再三そうした懸念についてはさまざまな形で検討を求めているわけですが、いまだに改善の方向がみえていないという点では、引き続きこの問題については、改善を求めていきたいということでありませう。次に2款2項3目の85ページにあります、窓口の取り扱い業務のなかで土日開庁の取り組みについて、事業仕分けでも改善の課題というようなことで提起がされておるわけですが、これについてはいきいき広場を含めてどのような検討がなされているのか、現在の状況と考え方をお答えください。

答(市民窓口) 土日開庁の件でございますが、実績等のお話をさせていただきますと、21年度につきましても、20年度に比べまして土日とも、例えばこちらの主要成果説明書であげます、一日平均発行件数につきましても、伸びておるような状況でございます。20年度が土曜日76.6件に対しまして、21年度は83.1件、日曜日につきましても、20年度が49.1件に対しまして、21年度は53.2件のような状況でございます。今後の土日開庁の

取り扱いということですが、こちら事業仕分け等でも話題には上がっておるんですが、費用対効果の面からですね、こちらの業務を土日どのように行っていくかということが課題に挙がっております。これにつきましては、平成22年2月27日から3月15日にかけて、土日開庁に向けたアンケート調査のほう実施しております。そういったなかでも費用対効果の面から見直しをしてはどうかという意見がございます。そういったことを含めまして構造改革プロジェクトにおいて今後どうしていくかということは今、検討中でございますのでよろしくお願いいたします。

問（12） それから85ページ、86ページのなかにあります、住民基本台帳ネットワークシステムの関係ですが、このシステムの情報の取り扱いによる、例えば情報の漏洩や悪用されたトラブルというようなものが発生していないかどうか。例えばカードを紛失、それが悪用されたとか、それからこの年度の新規発行枚数というのが153枚になっていますが、これまでの累計発行枚数、どのような状況になっているのかお示してください。

答（市民窓口） 住民基本台帳ネットワークにつきましては、個人情報保護に関する国際的な基準を十分に踏まえた上で、制度面、技術面及び運用面、あらゆる面で対策がとられており、安全であると考えております。これらについての問題が発生したということにつきましては、耳にいたしておりません。住民基本台帳カードの発行枚数、累計でございますが、810件となっております。

2款 民生費

問（2） 主要成果説明書の125ページです。ここの分で障害者就労訓練設備等の整備事業ですか。についてですが、障害者の工賃水準の引き上げを図るためにですね、ここにうたってある授産所高浜安立が取り組んでいると思います。その整備に対する助成ということですがもう少し詳しく説明をお願いいたします。

答（地域福祉） この件につきましては、愛知のほうで平成23年度までに愛知県の平均の平均工賃額を3万円に引き上げる目標を掲げます、工賃倍増5カ年計画を策定しております。で、授産所高浜安立のほうでは、県の目標をさら

に上回る、5万円を目標に掲げ、その実現に向け新たな事業展開としてこの焼き菓子の製造に取り組まれるものです。この焼き菓子というのは、米粉、大豆、おから粉を原料として食物アレルギーのあるお子さんにも安心安全な低アレルゲン焼き菓子としても付加価値を加え「ぱりまる」の商品名で販売されることとなっております。10月の本格稼働に向け、現在6名の障がい者の方が訓練をされているということです。

問（2） 今、工賃が5万円ということですが、それなりに大きな目標だと思うんですが、販売に関して何か予定してるものがあればお願いいたします。

答（地域福祉） この「ぱりまる」の開発に関しましては、おとうふ工房いしかわさんや愛知文教女子大学、また市の職員のほうも参加をしまして、官学施設が協働して行ってまいりました。そこで販売に関しましてもおとうふ工房いしかわさんの御協力を得て、店頭ですとか販売ルートにおいて販売をしていただけるということで聞いております。それから通信販売ですとか、インターネット等による販売のほうも計画がされておるといふことであります。今回の「ぱりまる」の製造に関する助成は、障がい者の「働きたい」を支援する形で行っております。この「ぱりまる」の製造に携わります6名の障がいのある方は「ぱりまる」の製造に誇りと責任をもって取り組んでおられるということで今では、授産所高浜安立利用者の目標になっているということをお聞きしております。議員の皆様方におかれましても引き続き御支援のほうをお願いいたしたいと思っております。

問（16） 126ページのところの緊急通報装置貸与事業のなかで521万9,853円になっておりますけれども、それと貸与台数が212台と書いてありますけれども、この貸与事業のなかで一人暮らしの方だけになっておりますけれども、例えば、高齢者世帯75歳以上の人に対してはどのように今後対応していくのかをお答えください。

答（保健福祉） 緊急通報装置、この事業につきましては、今おっしゃいましたように、現在一人暮らしの高齢者、こちらが対象になっておりまして、近隣の状況をみてみましても、やはり緊急ということで、一人暮らしの世帯を対象としておみえになります。やはりお二人でみえると、どちらかが通報できるよ

というようなことでもありますので、現在のところはこの一人暮らしを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

問（16） それからですね、これ高齢者になっておりますけれども、最近若い一人暮らしの方がですね、亡くなっているというケースがかなりできておりますけれども、そういうことに対しては、例えば民生委員の方たちにそういう一人暮らしの人たちにもう少し細かい情報を流す、これ個人情報保護条例の関係があるかもしれないけれども、民生委員の方が言っていたのがですね、例えば何回訪問しても応答がないと、おかしいなと思ってあとでいろいろ聞いてみると耳の聞こえない人だったと、そういう情報が民生委員の方に流れていないというような話もありますので、やはりこの緊急通報装置というものがもう少し広範囲にしていかないと、今、高齢者だけ対象にしておりますけれども、若い人が不審死している場合も多いと聞いておりますので、その辺の対応はどのように考えておりますか。

答（保健福祉） 緊急通報装置自体がですね、65歳以上で、特に疾病のある方、緊急時にボタン一つで通報できるよというようなシステムでありますので、そういった主に心的疾患のあられる方を中心に設置をさせていただいておりますので、そういった若い世代の方までは対象にしておりません。よろしくお願いいたします。

問（15） 私もですね、この緊急通報装置システムもう一度確認しておきたいんですが、今の状況は最初のとくと違ってですね、安立荘じゃなくて、どこでこのシステムはどこでこの通報を受けるようになっているのか、ちょっとその辺のシステムの状況を教えてくださいませんか。

答（保健福祉） この緊急通報装置のいわゆる受信側ですが、広域消防になる前につきましては、消防のほうで受けておりました。その後、消防が広域連合になりまして、これは近隣5市も同じようなんですが、それ以降は民間業者のほうに直接連絡がいくようになっておりますのでよろしくお願いします。

問（15） 差し支えなければ、民間の業者というのを教えてくださいませんか。どこなのか。

答（保健福祉） 株式会社シーモスという会社になります。シーモスです。

問（15） そのシーモスとかいうのはですね、詳しいことがわかれば教えてくださいませんか。その会社がどこにあるかということをお教えください。

答（保健福祉） 株式会社シーモスという会社でこれは先ほど申し上げましたように、近隣の5市がいわゆる広域化になったときに、高浜市以外の市町村においても同様にシーモスに契約を変えたところがありますが、名古屋にあります会社です。

問（9） 主要成果の103ページのいきいき広場運営事業ですけれども、その委託料の高浜日福大が今度撤退して、新しい事業がはじまるわけですが、前、先般別の方からも質問があったと思うんですけども、やっぱり事業の目標量とかあとの委託料についてですけど日福大にこの8千万円くらいで済みますけれども、今度の事業に全体にどれくらいのその委託先とか、どれくらいの金額を想定されているのか教えてください。

答（地域福祉） いきいき広場のほうの運営事業の事業ですとか、委託料につきましては、毎年いきいき広場の、いきいき広場事業推進協議会、これは私どもの市長、それから、市議会の議長さん、それから副市長、あと高浜事業室等で委員構成をしておるわけですが、そちらのほうで最終的な計画ですとか、予算のほうを決定をさせていただいております。当然のことながら、私どもの当初予算前に福祉部の各グループリーダーのほう中心としまして、日福のほうと事業内容を詰めております。この内容というものが、この21年度の委託料になっております。で、3階のほうの部分につきましては、先だって一般質問のほうでも回答させていただいたとおりですね、新たに5千万円くらいの事業費のほうを、今、見込んでおります。内容については、今、詳細をつめておるところでございます。

問（9） はい。ありがとうございます。112ページの障害者自立サービス円滑化事業費補助金で社会福祉法人同善会に1,300万円、経営基盤安定ということで補助金ですか、だされています。それとあと同じところに通所サービス等の利用促進事業の補助金も129万8,400円くらいでているわけなんですけれども、この補助金というのは、経営基盤安定を図るということなんですけれども、これどれくらいの、今年度は1,300万円ですけれども

も、この効果とか、これは質問の意思と決算とは外れてしまうかもしれませんが、補助金としていつまで、やっぱりこれまた来年度もこれくらいの予算ベースで補助金だされるわけでしょうか。お聞かせください。

答（地域福祉） まず、この円滑化事業費補助金についてですが、チャレンジサポート高浜というのが、高浜にできたわけですが、これで19年、20年、21年に事業が進んでおるわけですが、開設、スタートしたところで安定化がまだ図られていないというところに対する支援になるわけですが、このチャレンジサポート高浜というのは就労移行支援事業をやっておる事業所になるわけですが、この事業所というのが、就労すると、次の方が利用されるまでの間、穴があいてしまって経営の安定化が図られないということで努力すれば努力するほどマイナスになってしまうという部分があって、それに対して支援をするということで就労成功報償金というものをだしております。それから同じように就職をしたことによって就労成功激変緩和補助金、それから介護のほうで精神障がい者の支援体制強化補助金というのをだしておるわけですが、こちら利用者も、3障がい、精神の方が御利用されておるわけですが、精神の方は、利用率が非常に不安定だということでその部分に対して、経営安定化の補助をしております。で、もう一つ生活介護支援体制強化補助金ということでこちら生活介護に対して予想以上の支援体制が必要だということで支援をしておるわけですが、あくまでも開設のその当初の部分に対して予定をしております3年間ということで、今年度22年度を今、22年度までで補助のほうは、予定はしております。

答（福祉部） ただ今の御質問の補助金が続くのかということでございますが、そもそもこの補助金は障害者自立支援法の絡みで不具合に対して補助金をだしております。民主党政権になりまして障害者自立支援法の見直しというのが今、されております。廃止に向けて。それが確立した段階でまた新たな障害者サービスの制度ができてまいりますので、そこで再度見直しになってまいります。

問（9） 129ページの高浜シルバー人材センターのことでお聞きします。高浜シルバー人材センターに高齢者能力活用推進事業費補助金として950万

円だされています。高浜市いきがいセンター2階の空調の取替えとしてまた空調費のお金が出ていますけども、シルバー人材センターと高浜市いきがいセンターっていうのはどういう関係なのか教えていただけますか。

答（保健福祉） 高浜シルバー人材センターの2階にあります高浜いきがいセンターですが、いわゆる公の施設として位置づけられております。施設上は一体となっております。

問（9） そうすると、シルバー人材センターさんというのが指定管理か何かで入ってるということによろしいんですか。

答（保健福祉） 平成21年度より直営にかえておりますのでよろしくお願ひします。

問（9） 直営というと高浜市が経営しているということですよ。だったら入居料とか使用料というのはいただけるわけですか。人材センターさんから。その場所の使用料という。

答（保健福祉） 市の直営にかえておりますのでそういったものはいただいております。

問（9） 直営なのか、指定管理なのか、なぜそこでシルバー人材センターさんが補助金もらってやっているのか、いまいち理解できませんけども。あと一つだけお聞きします。160ページの中高生の居場所づくりというのでバコハの指定管理で高浜スポーツクラブが勤労青少年ホームも指定管理で使われて、また、バコハの居場所づくりでもまた別に中学生の居場所の運営の委託料というのをだされているということで、これって事業の内容とか連携とかそういったことはできないのかということをお聞きしたいです。

答（文化スポーツ） ただ今、青少年ホームのほうの指定管理者である高浜スポーツクラブさん、そこでまた中高校生の居場所の運営委託のほうを同じく高浜スポーツクラブさんのほうにやっていただいておりますということで、居場所の委託の内容につきましてはですね、御案内のとおり、そのバコハのほうのスタッフの支援だとか企画運営等のその支援、そういったようなことをやっていただいております。実際この委託自体は平成21年度から委託をお願いをしておりますけども、連携というか、同じく青少年ホームのほうの管理運営のほう

を高浜スポーツクラブさんがやっただけというところもございまして、そこで一体ということではないんですけども、実際に高浜スポーツクラブさんのほうに委託することによってそういった連携のほうもうまくいっているというようなこともございましてお願いをしておるというような内容でございます。

問（９） 居場所づくりとその高浜スポーツクラブさんのやっているその事業というのは、先ほども言ったんですけども、整合性が薄いとかちょっと目的が違うんじゃないかという、そこら辺のところはどういうふうにお考えで。

答（文化スポーツ） 青少年ホームのほうの管理運営につきましてはですね、いわゆるその貸館業務、そういったものを、実際行っていただいております。で、バコハのほうの委託につきましては、いわゆる中高校生の子たちの支援そういった業務のほうをやっていただいております。ですから、実際なぜその高浜スポーツクラブさんにバコハの委託をしたかというようなことではございますけども、こちらのほう青少年ホームを管理運営していただいているスポーツクラブさんをお願いすることによって、業務の効率化とかそういったこともできるんじゃないかというようなことで委託のほうをお願いしている状況でございます。

問（１２） それでは３款１項７目の１２６ページ。高齢者生活支援事業の配食サービス事業、これについては高齢者の生活支援事業として弱者を支える大切な取り組みになっているが、今回の事業仕分けで要改善となっておるようですね。で、どのように今、かえようとしているのか。あわせて、その同じ１２６ページのここで、主要成果でいくと（４）になっている民間家賃住宅の家賃助成ということについても要改善で事業仕分けがされていると。これについてどのような検討をしているのか、それについてお答えください。

答（保健福祉） この間の事業仕分けの結果では要改善ということで私どものほうも配食サービスにはそういう結果がでておまして、改善の内容ということ、その理由ということなんですが、やはりサービスが直接的ななか結びついていないよと、いわゆる相談がきてから対応するよというようなことになっているよというような指摘もいただいております。今後民生委員さん、また地域

包括支援センターといわゆる掘り起こしのことを行っていくよというような改善の方向性をだしております。また、民間住宅家賃助成につきましては、やはりそのなかで指摘いただいた部分については、事業をはじめると継続してしまうのではないかというような御指摘をいただいております。入所にあたっていろんな手立てがあると思います。この民間住宅家賃助成をお使いいただくことも一つでしょうし、公営住宅に空きがあればですね、御紹介させていただくというのも一つの手段でしょうから、そういったところを考えていきたいなというふうに考えております。

問（12） いずれも高齢者の生活支援で弱い立場の人たちに対するサービスですのでこれはぜひ、そうした人たちの声をやっぱり尊重しながら対策を立てていくという点を今後の対策のなかでは、基本におくべきだということを指摘しておきます。それから3款1項7目で、これは決算書の158ページ、高齢者在宅・施設介護費の関係で、11目の需用費、役務費というものがそれぞれ6千円と20万5,000円というものが計上されておりますが、これがどのような具体的な仕事を行った内容なのかそれについてお答えください。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時40分

答（保健福祉） 高齢者在宅施設介護費の需用費と役務費の内訳ですが、需用費については消耗品費、役務費についてはいわゆる通信運搬費、電話料金であります。日常生活用具としての福祉電話の電話料金ということでよろしく願いします。

問（12） 今、説明があった中の不用額が1つは需用費で370円、役務費が1万4,624円というものが出ておると、それから同じく158ページ、扶助費、これが扶助額が102万9,586円というのが出ておるわけですが、これについてはどういう内容になっておるのかお答えください。

答（保健福祉） こちらのほうにつきましては、いわゆる通信運搬費それぞれの執行残ということでよろしく願いします。続きまして、扶助費のほうです

が、こちらにつきましては老人保護措置事業、いわゆる養護老人ホームの執行の部分でございまして、同様に執行残が出ております。

問（１２） この関係の扱いの中で、養護老人ホームの入所者の死亡によって、なんかさまざまな手続きに若干の費用を要しておるという事案がなかったですか。それについてお答えください。

答（保健福祉） 死亡についてという今、お話がありました、実はこれは歳入に戻りますが、歳入のほうでいわゆる今回初めていわゆる不納欠損ということで、途中でお亡くなりになりましたので、そういった事例はありますが、こちらのほうについては特にありません。

問（１２） これは養護老人ホームの死亡者が一定の財産を持っておって、その処分をめぐる関係で手続きを要したということが、これの件についてはなかったですか。

答（保健福祉） 特にそういう話はないと思いますが。

問（１２） 一度確認を求めておきます。ちょっとそういった事実があればそれについての疑問が若干ありますので、それについてちょっと確認を求めておきます。続きまして、３款１項９目の１３０ページ、いきいき銭湯開放事業について、これは先の一般質問でもちょっと取り上げた内容であります、廃止ということで該当者の声を聞いていないというのか、特に継続か廃止かという点について言えば、そういう設定のアンケートはしていないということが先の一般質問で明らかになったわけですね。６月議会のときにも、この問題を取り上げておりましたが、福祉のそうした弱者を切り捨てるようなことがあってはならないという１つの前提があったと思うんですけど、それにしては原則からはずれた今回の仕分けの結果、また市の対応ということになっておると思うんですけど。この最低限、少なくとも高齢者を対象とした介護予防の事業ということで外出の機会をつくる大切な事業ということで、これまで位置づけておったわけですね。それをばっさりということは、あってはならないと思うんですけど、今の時点でこの問題の市の対応というのは具体的にどのように考えておるのか、今の瞬間どうかということについてお答えください。

答（保健福祉主幹） いきいき銭湯開放事業につきましては、６月の事業仕分

け当日にも利用者が減少傾向にあること、それから財源の面から税を投入することについての是非及び高齢者のニーズの変化について説明をさせていただきました上で、事業の見直しの時期に来ているため、さまざまな角度から御議論賜りたいと私が申し上げました。仕分けの結果は事業仕分け人、市民判定人とも大多数の皆さんが不要と判断をされております。つまり市民判定人という市民の代表の皆さんは費用対効果を考慮し、このいきいき銭湯開放事業を廃止すべきであると評価されたことは皆さんご存知のとおりでございます。高浜市といたしましては、事業仕分けの結果に関わらず、利用者の実態調査を実施し、本事業の検証を兼ねまして、必要性や今後の方向性を検討したいと考えておりました。そこで7月にいきいき銭湯利用者アンケートを実施いたしまして、67名の高齢者の皆さんから回答をいただくことができました。このアンケートの中でいきいき銭湯の利用目的をお伺いしたところ、仲間とおしゃべり、健康のためと答えられた高齢者の方が実に全体の8割を超える結果となっております。このことから必ずしもお風呂のサービスでなくても、仲間と気軽におしゃべりしながら、健康増進が図れるサービスを高齢者の皆さんが求めてみえる判断をいたしております。また福祉ニーズの多様化などを十分に考慮し、事業の見直しを進めることについても、3割の皆さんが事業の縮小や廃止はいたし方ないことであると回答をされておみえになります。したがって、事業仕分け当日の市民の皆さんからの声と銭湯利用者の皆さんからの声をお聞きした上で今後の事業の方向性を判断しておりますので、決して市民の声や要望を無視した事業の廃止ではございませんので、御理解賜りたいと存じます。

問（12） 利用者が若干減少気味、それから利用者がかかなり固定化しておるというようなことをこの理由の1つにも挙げておるようですが、その声の中にも7割から8割がそのいわゆる銭湯利用を通じて、お友達とおしゃべり等その会話、いわゆる閉じこもりを防ぐという点でも極めて有効なツールとして銭湯があったと思うんですね。ほかのものでというようなことも言ってみえるわけですが、そういう論理の仕方ということであれば宅老所やほかの事業も同様のことを言えるんじゃないですか。ことさら銭湯だけをそういう形で取り上げて、みんなの声も聞いたというような形で今回の結論を引き出すというのは明

らかに強引過ぎて、また何よりも当事者に対して、廃止か継続か改善かという
ような点についてはどうかという形の設問ではない。そういう点でも恣意的な
内容じゃないかという点で極めて疑問なこれは取り組みだと言わざるをえない
です。例えば宅老所についてはどうですか、利用者はこの成果説明書でも6,
554人と年間の利用者なっていますが、これもやはり利用者は一定の入れ替わり
があるにしても、固定した方々がよく利用されるというのはこれは御存知の
とおりであって、銭湯だけがことさらそういうものではないと。で、利用者も
銭湯のほうがこの宅老所よりも多いんですよ。約2倍と。それでかかってお
る費用というのが、いきいき銭湯は249万3,900円に対して、宅老所は
5カ所で769万3,118円と約3倍ということで、利用者は約半分と。こ
れから見ても単純に比較して、これほど費用対効果で高齢者の皆さんが利用し
ている事業をばっさり切るという結論はそういうところを見ても簡単には出な
いはずなんですよ。その事業の進め方については、大いに疑問であるし、若
干利用が減っている問題については、やっぱり施設の老朽化が放置されたまま
になっておったと。以前からも私どもは改善の必要があるということを書いて
いたわけですが、そういう点では高齢者の皆さん方がお風呂屋や銭湯やそうい
うものを大変元気の源として活用されていることは御存知のとおりで、ツール
はいろいろなものがある、ほかの方法でもということを書いています。それは
この問題をやめるための1つの詭弁ではないですか。ほかにも同じような福
祉施策として、いきいき号、これが2,498万かけて、2万1,439人と。
1人あたりの費用はいきいき号は1,165円かかっておる。いきいき銭湯は
1人利用者あたり202円で済んでおるんですね。高齢者の皆さんというのは、
もちろん介護保険料、平均月4,400円を納めておるんですよ。元気な高齢
者というのはいろいろな介護サービスは受けないそういう元気な方々ですから、
介護保険料は納めただけの方々です。そういう方々が数少ない楽しみの1つと
して、利用しておるこういうものをそういった仕分けでばっさり切るというこ
とは、あってはならないそういう判断ではないかと、その点で私はこの結論を
出す前に少なくとも高齢者の皆さん、とりわけ利用されてる皆さんなんかにつ
いては継続か廃止のことについては、きちっと聞いていくべきではないかとい

う点ではどういった考えを持っているのかお答えをいただきたいと思います。

答（保健福祉） 今、宅老所といきいき銭湯の費用対効果のところ、申し上げられましたが、いきいき銭湯というのは元々銭湯という場の提供を行う場所、一方で宅老所というのはこうした場所の提供に加え、一緒に食事をしたり、話をしたり、さらに付加的なサービスを提供する場所であります。こうしたことからサービス内容が異なるため、一概の比較というのがなかなかできないものであるということを御理解いただきたいということと、またさらに宅老所に来る人の介護予防は当然のこととしまして、宅老所のスタッフとして関わる人の介護予防にもなるということを御理解いただきたいと思います。

答（福祉部） まず今グループリーダーのほうから宅老所との比較のお話をさせていただきましたが、この宅老所というのは利用者の見守りを含めまして、ボランティアの方が約380名ほどおみえになって、いわゆる地域での支え合いの場、まさに高浜市の地域福祉の原点の施設であるというふうに私はっております。ですからいろいろ水野議員、数字的な費用対効果のことも言われましたが、若干その施設のなとらえ方というのは同じ視点でとらえてはちょっとまずいのかなというふうに思っております。それから弱者切り捨てというお話をされておりますが、私どもとしましては行政サービスを提供していく上でですね、やはりその時、その時代に合ったニーズをどう組み入れて、そのサービスを構築していくか、これは当然のこと考えていかなければならないというふうに思っております。限りある貴重な税を投入して実施してまいりますので、そういった観点というのは常に持っていなければならないと、そういう中で今回この事業仕分けとは別にですね、市長がマニフェストとして元気な高齢者を応援しますという事業を掲げられました。私どもとしましても、大きな組織目標、これに向かって元気な高齢者の方々を応援していく新たなサービスをつくりあげていくというものでございますので、切り捨てるということよりも、むしろどちらかといえば拡充していくというふうにとらえております。

問（12） 拡充するというその中身が見えてこないわけですね。そういう点では、先ほどこの宅老所とその内容が違うというふうに言われたけど、これはいきいき銭湯の場合にはそれぞれ利用者がお互いを交流を通じて、介護予防を

自らしていくというね、極めてすぐれた施策だと思うんです。その点ではそうしたことを見落とさずに、そういう場を提供するということが閉じこもりを予防する、防ぐ内容であり、自らがお互いに交流することによって、元気が倍増するということであれば、ほかの見守りの人がなくてもね、そういうことができるという高齢者の自立する力を大いに活用した事業であって、今後もそうしたことは大いに進めていくべき内容で、それを閉じてしまうというのは、極めて逆の方向ではないかということをはっきりしておると思います。続きまして、3款2項2目の保育園の運営事業、これについて数字が出されておるわけですが、先の説明の中でも民間保育のほうが公立よりも有利だというような数字も含めて、こうした決算データまたは運営計画資料をもとに、これから2園の民営化というような方向が示されておりますが、どのような根拠でそういうことを出しておるのか、それから高浜市の保育は今後を含めてどういう展望を持っているのか、こういう形で年々民営化というのを続けておるわけですが、高浜の保育というのは結局直接は市から離れていくのかという点では、市の将来像はどうなっているのか、それについてお答えください。

答（こども育成） まず民営化に対する経費的などということ、委員おっしゃられたのは、民営化の整備計画の中でその当時19年度ベースで試算したときに、一財ベースで1.56倍ほど公立のほうが高くなるということに対しての関連だと思っておりますが、これにつきましては現在も、21年度決算で同じような形で試算した場合、やはり公立のほうが1.41倍ほど高くなるという試算を持っております。また具体的に考えております吉浜、中央と2つの保育所を民営化した場合に、補助金が入ってくるわけですが、それを21年度の数字で運営費だけでございますけども、試算した場合にも、7,400万程度の補助金のほうが期待できるという積算を今持っております。それから続きまして、市としての保育への展望ということでございますけども、前も申し上げてございますけども、私ども市の入園にしても、市のほうで採用しております。歳入についても市のほうで保育料を積算しております。またその保育そのものについても、民営化にあっても市のほうも一緒になって、研修をするですとか、いろんな形で介入をしております、必ずしも民営化であるから市が保育を放棄

するという形ではなくて、より民間のフレキシブルなサービスを活用しながら、何をもって子どもの保育、保護者の信頼を受けるために、民間も公立も含めて保育園を運営をしていくというような考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

問（12） 先ほど、このいわゆる保育園の運営についての資料というものをもとに説明されたわけですが、その中で資料を見ますと私立と公立と運営費総額でいえば、民間のほうが高い数字が出てるわけですね。しかし、一般財源からの繰り入れというのが、公立のほうが多い額になる、そのからくりは民間保育についていうと1園あたり、国から2,000万の補助金が出るということで、それがこの民間の場合には、その分が一般財源の歳出から減るということがこの計算のもとになって、何か民間のほうが単純に有利のように見えますが、これは市の税金だけでいえば、確かにそのとおりです。けどこれは国からの補助金、これも回りまわって、国民の税金ですから、それも含めて検討すべきであって、民間対公立という関係ではその辺については算出の仕方を改めるべきだと。じゃ一般会計から負担がふえるじゃないかということについては、これは国の施策が民営化優先のそうした補助金制度というのをつくってきたことに大きな問題があるわけで、これについては引き続き国の政治そのものについても、当然声を上げて改善させる。補助金であれば民間も公立も同等にちゃんと下ろすようにしなければ、これは条件が違うというようなことを含めて改善させなきゃいかんと思うんですね。そういう点では今の高浜の進め方というのは結局、そういうものに乗って、民営化がどんどん進んでいくという状況ではないかと思ひます。先ほど質問の中で、将来どうするんだという点についてはお答えがなかったようですが、これについて基本的な考え方、お答えいただきたいと思ひます。

答（こども未来部） 将来展望ということでございますが、委員も御承知かと思ひますが、新しい政権の中でこども園構想というのが、一応出ております。ただ、まだ新しい子ども手当の関係も含めて、全く姿が見えておらん状況もございまして、この段階で将来展望を語るにはまだまだ時期が早いというふうに私どもは考えております。

問（12） いや最低限、この公立の保育園を今、もしこのままいけば2園になってしまうと、これもなくしてしまうのかどうか、その考え方についてはどうですか。

答（こども未来部） 私どもは子どもの最善の利益を考えてまいりたいということでございます。

問（12） これは大事な問題ですが、全て民営化ということになれば、結局公的な保育の責任あるモデルすらなくなっていくということで、各地で起こっておるさまざまな弊害をこれはいろいろ研究されるのであれば、最初にすべきではないかと。そういう点では、やっぱり今回の2つの民営化についても、大きな問題があるわけですが、公的な保育、そこが今の保育を守る1つの大きなもとであって、それすらなくせば一体保育はどこへ行ってしまうのかという、大きな不安が残るわけで、その点も含めて基本を押さえた保育園のあり方というのを検討するよう求めておきます。それから3款2項3目の151ページの家庭的保育の推進事業の関係ですが、これ基本的には3歳未満児の保育園の定員が少ないことによって、それをカバーするような事業としてやられておるようですが、本市としてその保育園の未満児の必要な定員数を確保するということで、こうした家庭的保育については頼らなくてもいいような方向に持っていくべきではないかと思いますが、そういう考えはあるのかどうか。それについてお答えください。

答（こども育成） 一面、確かに待機児の方、未満児の方の対策という形での家庭的保育という側面もあるわけですが、以前から申し上げておるように、必ずしも3歳未満という小さなお子様方が集団の保育所の中での保育がいいとも限りません。中には家庭的な静かな雰囲気ですぐ3歳の歳になるまでは、家庭的な雰囲気ですぐやることも大事だろうという形で始めたものでございまして、実際ここで預かりをさせていただいておるお子さんの保護者の方からは、保育園よりもこちらのほうが家族的な雰囲気の中での保育をさせてもらえるという考えで希望してみえる方もおりますので、私ども保育サービスの多様化という側面からもこの家庭的保育というのは存続させていきたいというふうに思っております。

問（12） 151ページの今の家庭的保育の関係ですが、下の利用状況の中に、内市補助金といのがあるわけですが、定員、年間利用数、それと対して補助金がこのアンバランスというのか、園によってかなり違いが出ておるんですね。これはどのような事情によるものかについて、あとでお答えいただきたいと思います。合わせて、3款2項3目の学童保育の関係ですけど、これ154ページにあるわけで、そういう中で定員が超えておるようなところもあるということから、学童保育、4年生以上で預かることを希望しても入れない人が何人かいて、特に夏季の長期休暇なんかでは非常に困っているという実態があるわけで、その点についてはこうした反省を踏まえて、どのような改善をしようとしているのか、それについてお答えをください。

答(こども育成) まず家庭的保育の補助金の違いということですが、家庭的保育の補助金の違いということですが、家庭的保育の補助金というのは、団体の方が運営される運営費から保育料を引きまして、その額を補助しておるという形になっております。ですので例えば5人定員で5人満タンで入っておるところでは、当然市の負担分は減っていきますし、今回ちょっと少なかった「あいあい」のようにですね、1人しかいなかった時期もあるようなところだと、市の補助金のほうが多くなるというような理由でございます。次に学童保育、児童クラブでございますけども、おっしゃられるように、今の形の中での定員の中での推移を見守っていきたいというふうに思っております。ただ今後、吉浜、中央という民営化もございしますので、その中での民営化に任せることによるサービスの拡大ということはなんらかの形のメリットが出てくるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 続きまして、156ページの（8）になっております、高齢者活用子育て支援事業というもので、補助金100万円というものが出されているが、その使われ方についてお伺いしたいのと、3款2項2目の生活保護、167ページですが、これが非常に急増しているわけですが、これの相談件数というのか、それと申請件数、受理件数というのがそれぞれどのようなになっているのか、それについてお答えいただきたい。

答(こども育成) 高齢者活用子育て支援事業費補助金、シルバー人材センタ

一への100万円、これについての内容でございますけども、これについてはシルバーの提案事業の中で、子育て推進を地域で進めていくという事業がございます。これを提案されておりました、国からも同額の補助金をもらっております。その内容といたしましては、学校のOBの先生ですとか、そういった方を雇用されまして、例えば私どもで起用しておるところですと、学童保育の教科指導、学習指導ですね。こういったことの指導案をつくるですとか、学校との調整を行っていただくとか、そういうような形の方を確保するためということで、国も市のほうも補助金を出してシルバーのほうに高齢者の方の子育て推進を推進していくという形の補助金でございます。

答（地域福祉） 生活保護の相談の件数ですが、平成21年度の場合、229件の相談をいただいております。そのうち、123世帯が保護の認定を受けておるという形になっております。

問（12） ただいまの生活保護、相談、それから申請も急増しておるという中で、各地でケースワーカーが非常に過密な労働で倒れてしまったとか、そういう情報もあるわけですが、高浜では担当者が何人で1人あたりの件数、過重労働はないかという点について、お答えいただきたいのと、それだけお願いします。

答（地域福祉） まず今年の1月に1名増員をしていただきまして、現業員が3名、それから査察のほうは1名ということで4人体制でやらせていただいております。件数のほうはそれぞれ割り返した件数になりますので、国のほうが指導しておる人数よりも少ない形ではなっております。

問（12） 先ほど生活保護について、相談件数229件、そしていわゆる保護になった人が123というふうに言われたわけですが、申請されたのが手続きとって何件で結局保護になったのが123。その申請件数はどのようになっていますか。

答（地域福祉） ちょっと申請件数について、今資料を持ち合わせておりません。

問（12） 相談件数229で、この申請に至らなかったというのが結構あるということですが、その扱いについては本来申請は受理するというのが原則に

なっておるわけですが、どういう形でこの申請に至らないのかそれについてはどのようになっていますか。

答（地域福祉） あくまでも相談に見えたときに、保護の申請に見えたということじゃなくてですね、生活相談に見えて、その中でいろいろ生活状況をお聞きする中で、使える制度を御紹介をさせていただいたりしておるわけです。その最終的なところで、申請の御意思があられる方には申請書をお渡しをして、申請をしていただくという形をとっております。

問（12） この前の総括かなんかでもそういうちょっと疑問な問題点もあったかと思うんですけど、やっぱり窓口ではきちっと申請される人の意思を尊重するということが原点に必要だと思いますので、その点での改善を求めておきます。

意（8） 107ページの福祉総合システム電算管理事業の1,597万4,3385円ですけども、これも今ちょっとお話がありましたけども、生活保護世帯の増加に伴って、新しいパッケージソフトを導入する、事務の効率化を図るということですけども、その辺の効率化についてと予算が当初1,077万4,000円ということで、500万ほど上がってますけども、これ補正で上がっておったのかもしれないけど、どのように上がっているのかお聞きしたいと思います。それから135ページの子ども医療費の無料化に伴う事業ですね。小学校1年から中学3年までの通院分を支給が739万2,560円となっております。これは市長のマニフェストの最初の取り組んだ事業であると思えますけれども、1月からでしたかね、3カ月間、成果といいますか、どういう状況、当初予想したのと結果とどのように違いがあるのか、今後の課題も含めてお聞かせ願いたいと思います。

答（地域福祉） 今回生活保護のシステムにつきましては、確かに事務の軽減という部分で導入をさせていただいたわけですが、一連の帳票類ですとか1回の処理でできるということと、あと後々の生活指導させていただく際のデータベースの有効活用が図れるというところでかなり有効になってくるというふうです。今回予算のほうですが、国のセーフティネット支援対策事業費補助金というのを、10分の10をいただいて、今回整備をさせていただいております。

答（市民窓口） 子ども医療費の無料化の成果と今後の課題がありましたらということでございますが、平成22年1月診療分から拡大しました本事業の平成21年度事業の実績は1月診療分、これ3月支払いをしておりますが、この1カ月分としてのべ受診件数2,873件、739万2,560円を支出いたしております。当初の見込みでは630万6,000円を予定しておりましたが、実績では100万円程度の増額となっております。子ども医療費の無料化の実施による成果といたしましては、医療費の申請手続きにかかる負担の軽減を図るとともに、安心して子どもを産み育て、また子どもの健やかな育ちの支援に大いに寄与しているものと考えております。今後の課題といたしましては、本事業は市民予算枠事業でありますので、支給実績が当初の見込み額よりも増額になったことを踏まえ、医療費の無料化によるモラルハザードから医療費の増大につながらないように啓発していくことが今後の課題であると、啓発していく必要があるというふうに考えております。

問（8） 1,000何百万と決算のほうの1,500万のこれはどうなっているですかね。

答（地域福祉） 主要成果のほうの1,500万と今回の生活保護システムの関係ですけれども、福祉総合システムというのは生活保護だけじゃなくて、障がいのほうのシステム、それから児童扶養手当のほうのシステムというのが入った総額になっております。

問（12） 154ページの学童保育の関係で、長期の夏休み等に対する対策という点で課題が生まれておるわけですね。それについて学童保育を含めて、この問題についてどのように対応しようとしておるのか。この点については今後の施策を進める上で大事な点だと思いますので、考え方をはっきりその点ではお答えください。

答（こども育成） 長期の夏休みにも対応ということでございますが、今年も夏休みの期間ですね、実際には定員になっておるところがあったわけですが、夏休み出席をしない子たちの平均等を調べましたので、その中でほかの児童センターですとか、定員を超えて弾力的ではありますけれども、毎日例えば40人なら40人来ないというところがありましたので、そこで児童センター

で入園をさせていただいて、実際に夏休みの期間、待機児が1人になったということもございますので、長期の間には児童センター、そのような対応を来年度も考えていきたいと思っております。また4年生以上の方で今回4人ほどですかね、お話があったわけですが、これは吉浜のまち協の方の御協力もいただきまして、ふれあいプラザのほうで昼食を食べるだとかそういった地域の方の御協力の中で対応もできておりますので、また私どもとしても地域の方とお話をしながら、また保護者の方とお話をしながら、そういった場作りみたいなものには取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

問（12） 緊急避難的というのか、そういう対応も含めてなんとかやっておるということですが、こうした自体が生まれておるといっても、それだけいわゆる学童やそういう需要が多いということで、新しい年度の計画の中ではそうした実態も踏まえてね、定員の増大等も必要なところでは配するというようなことも含めて検討すべきと考えますので、ぜひこれからの計画に生かしていただきたいと思っております。

4款 衛生費

問（6） 決算書の174ページ、175ページでございますが、これのですね、医療対策推進費の中で、節の19節で負担金、補助及び交付金というのがございます。これが3月の補正で2億900万増額しているにも関わらず、2,616万8,398円、不用額という形になりました。医療法人豊田会に、決算委員会としても当然お伺いをせないかんという部分を思ってますんで、前回の総括の中でもいろいろ重複するとは思いますが、ひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

答（保健福祉主幹） ただいま御指摘賜りましたとおり、医療法人豊田会への補助金につきましては、患者の伸び悩みですとか、開院にあたってのリフレッシュ工場の影響から3月におよそ2億900万円の増額補正を行いました。その後4月に入りまして、医療法人豊田会が高浜分院の決算処理を行いましたところ、病院事業運営費補助金のうち計上損失分に対する補助金の額が2,60

0万円改善されましたので、不用額になったものでございます。収支改善の主な理由といたしましては、2月から3月にかけては、入院患者数が計画線を上回り、年度末には62名にまでふえ、入院収益が増加したことが挙げられます。また支出の面に関しましては薬品や診療材料といった材料費につきまして、予算に比べて縮減することができましたので、不用額が発生したものでございます。

問（6） それではですね、確認で合わせてダブりますが、伺います。今、伺いました経常損失分、それに対する補助金が5億4,600万というふうに膨らんでおります。この件もダブるとは思いますが、ひとつ主要因をここで委員会の中でひとつお願いをしたいと思えます。

答（保健福祉主幹） まず外来、入院ともに思うように患者が戻ってこなかったことが上げられます。これは高浜市立病院が深刻な医師不足に陥り、診療体制が縮小した際に大幅に患者が減少したことによるもので、一度減少してしまった患者が戻るには相当の時間を要するというのを御理解賜りたいと存じます。次に開院にあたってのリフレッシュ工場の影響が上げられます。高浜分院として開院するにあたり、外来や病棟を中心に実施したリフレッシュ工場は5月末までかかりましたので、健診業務などはほとんど実施することができませんでした。また減価償却の対象とならない単年度経費がおおよそ7,200万円発生をいたしております。このほかにも保健所の開院許可を受けるにあたり、思うような人件費の削減もできませんでした。やはり移譲して間もない昨年度につきましては、病院機能を100%発揮することができませんでしたので、5億円を超える赤字補てんが発生をいたしておりますが、今年度からは診療体制の強化と健診部門の充実をさせ、早期に経営改善を努めておみえになりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

問（6） 計画どおりにはなかなか難しいとは思いますが、一步一步前進をしていただきたいと、こういうふうに思えます。21年度の部分でですね、先ほどのお話がございましたように不用額が出ているようなこともございます。まずはひとつは期待をしていきたいというふうに思えます。ここは市民の本当に大事な健康を守る部分でございますので、そうかといってですね、いい加減な

精査はいかんというふうに思います。大きな数字でございますので、どうかひとつしっかりと精査をしていただいて、聖域なきという部分も含めまして、お願いをしたいと思います。

問（17） 180ページですけれども、在宅当番の運営事業に関する件ですけれども、21年度は医師会に対する委託料が357万になっております。ところが昨年は、20年の場合は、これが委託料が70万6,500円と補助金が288万2881円。これ2つに分かれておりました、昨年は。なぜ今年はこれ一本になったのか、またなぜこれ昨年補助金の多いのに名目が委託料になったのか、これがまず1点です。それから2点目、今、病院の話がありましたけれども、この前ちょっと先日説明いただきました資料の中に特別利益の内訳がありました。この中でですね、豊田会への補助金の補助の中で、地域医療・救急医療振興事業、合わせて4億1,450万ですけれども、特別利益のほうにはこれは救急医療が含まれておりません。地域医療のほうだけが含まれておりますけれども、これはどういった理由になるのか、まずは地域医療とは具体的にはどういったことを指すのかを教えてください。それから3点目ですけれども、主要成果の182ページです。エコハウスの関係ですけれども、利用者の数に関しまして、分別が20年から21年にかけて、144組から29組、人数も374人から55人。かなり減っております。それから環境関連の講座もやっぱり20年から21年にかけて、61組から42組、人数も1,878人から1,374人。これもかなり激減しております。これは一時的なものなのか、またはだんだんそうやってきたのかということと、それからやはり毎回毎回これは分別をやっておりますと、かなり市民の方に広がってきますので、そういったことでかなり人数も減ってくるじゃないかと思います。そういったことで今後本来の環境、エコハウスということでもっともっといろんな対策が考えられると思いますけれども、その点においてもちょっと説明をお願いいたします。

答（保健福祉） 医科の在宅当番医の件ですが、従前は補助金と2本立てでということでしたが、これまで県の補助金のほうがありましたので、2本立てで行っておりましたが、その後補助金のほうがなくなりましたので、委託料という形で1本で実施をさせていただいておるということでよろしく申し上げます。

答（保健福祉主幹） 地域医療・救急医療振興事業補助金でございますが、この補助金は地域医療、救急医療の確保及び振興のための設備、運営経費といたしまして、これは高浜分院ではなく、医療法人豊田会に対して補助をいたしております。この補助金につきましては、実際に刈谷市が医療法人豊田会に同様の補助をいたしておりますので、刈谷市との人口比率を勘案しまして、刈谷市が負担する補助金額の30%を負担させていただいております。今回、特別利益に医療法人豊田会に対するこの補助金が入りましたのは、実は損失補てんの対象とはならないリフレッシュ工事に対する減価償却費、これを相殺しなければなりませんので、豊田会側が医療法人豊田会に対して、支援させていただいた補助金のうち、1,520万円をこの高浜分院の損益計算に充てていただきまして、相殺をして540万円の純利益が出たものでございますので、よろしくお願いたします。

答（市民生活） 高浜エコハウスの分別学習及び環境学習の減少ということでございますが、分別学習エリアにつきましては、実際144組から29組と減っております。これは分別学習に来ていただける町内会の方の件数が若干減っている。あと飛び込みの件数も減っておるという状況でございます。次に環境学習につきましては、市内の小学校の皆様が高浜エコハウスに来ていただいて、環境学習を受けていただくということもありますが、小学校の確か6年生の学年が昨年度はちょっと延期をさせていただきたいということで、若干減っております。委員、御指摘のありました分別回収をやってみるのかという御質問でございますが、先の9月議会の一般質問で答えておりますが、そもそもは資源ごみの分別学習エリアという目的で設置をされておるので、そういった御理解をいただきたいと思っております。

問（17） 今の分別のことは僕は言っておりません、それは。質問してませんので。ただ、1つだけ、今後やっぱりね、もっともっとやっぱり、このエコハウスが存続するにはもっともっといろんな対策といいますか、いろんなやっぱり講座なんかをもっともっと考えていくべきではないかと、こういうふうに思っております。その点とそれからさっきの当番の委託料ですけれども、在宅当番の。ということは県の補助金がないということは、これは高浜全部で委託料

ということですか、これは。

答（保健福祉） おっしゃるように、高浜市の委託料として支払います。

答（市民生活） エコハウスでの講座の充実というふうな御意見でございますが、現に22年の夏休みにですね、環境に関するビデオの上映等々もやっておりますので、引き続きそのあたりはですね、なるべく費用のかからないやり方で充実を図ってまいりたいなと思っております。

問（9） 3点ほどお願いします。成果説明書の171ページの健康診査及び訪問健康診査で実施機関が高浜市医師会とありますけれども、前のほうを見ると3番目の一般住民健診の審査の場合は刈谷豊田総合病院高浜分院というのも含まれております。受診者が減ってきたということですが、なぜ実施されなかったのかをお願いします。

答（保健福祉） 一般住民健康診査については、総合病院が入っております、それ以外の部分については、医師会にお願いしているというような内容であると思います。いわゆる住民健康診査のうち、これまでも特定検査ですとか、後期高齢の部分は身近なかかりつけ医であります、医師会のほうへ。検査項目の多い総合健診や成人ドッグについては、いわゆる刈谷豊田総合病院の高浜分院のほうで行っていただいております。検査内容の違いによる健診機能のいわゆる役割分担というような考えで進んでおりますので、よろしくをお願いします。

問（9） 182ページの高浜市のエコハウス事業ですけれども、昨年度の施設管理、総合サービスさんに払った中には資源ごみ分別学習エリア業務委託として週3日で2人というふうで別立てで委託料が書かれているのに、今回は一括で委託料が払われているのに、分別エリアのが激減しているという、利用者が。これは委託でもう払ってしまったので仕方がないということですか。

答（市民生活） 利用者の数によって委託料を支払うという契約にはなっておりませんので、管理の委託というところの年間の費用でございます。

問（9） それと環境学習推進事業というので、昨年度は環境学習の事業費が別立てで上がってきて、今回はもう全部高浜エコハウス事業で一括で上がっておりますので、先ほど来ありますように、しっかり環境学習にしていきたいということをお願いしておきます。それともう1件、190ページのごみ減量

リサイクル推進事業の1番最後に13番で不法投棄等ごみ処理業務委託で252万1,000円というのが総合サービスに上がっているんですけども、これ20年度、放置自転車処理事業で不法投棄ごみ処理業務委託で75万8,100円というふうに処理されています。今年度は252万1,000円で同じような業務内容で総合サービスさんに委託しているわけですけども、これは値上がりというかなぜこういうふうになったのかをお願いします。

答（市民生活） まずもって、環境学習推進事業につきましては、本年度こちらの事業のほうに統合させていただきましたので、またちょっと予算の編成時期にそのあたりは考えさせていただきたいと思います。もう1つ、ごみ減量リサイクル推進事業の不法投棄等ごみ処理業務委託につきましては、これ平成21年4月から高浜市みんなでまちをきれいにしよう条例の施行に伴いまして、このあたりに力を入れていきたいということで、委員御説明いただきまして、放置自動車・不法投棄ごみ処理業務委託というものを毎週火曜日と金曜日、週2日の9時から16時までの6時間、委託で出しておりました。この部分をカットさせていただきまして、この251万ということで週5日、8時半から5時15分までということで、拡大をさせていただいております。

問（9） では業務委託の拡大に伴って、執行の予算も上がっていたということで理解してよろしいですか。はい、ありがとうございました。

問（12） 4款1項2目、170ページ、成果説明書でこの、今出ておった保健・予防の受診率というものはどのようになっているのかということと、受診率を上げるための主な取り組みということについてをお伺いします。

答（保健福祉） 予防の受診率というようなことでありますが、もともと受診件数についても総合健診を除いて、かなり伸びてきておる。とりわけ子宮健診、乳腺検診についてはふえてきておる、また健康診査についてもふえてきておるということで、増加の傾向にあります。その具体策ということですが、いわゆる今年度もそうなんです、健康診査のほう、7、8、9の3カ月を重点機関として実施しております。医師会のほうにもお願いをさせていただいております、現在その終わった9月以降についても、医療機関によっては複数の医療機関で通年の3月までですとか、3月まではいかないけど11月までは実施し

ていただけますよと、そういうような話をお聞きしておりますので、またこの期間に受診できない方については、ぜひそういった医療機関のほう、御紹介させていただいて、受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

問（12） 健康診査の案内によると、この一般健診で市内医師会については、7月から9までという案内になってますね。ですので、これ終わると逃したなというふうになっちゃうんですけど、あの辺についてはそういう理解が得られるんなら通年なり7月から9月を重点期間ということであるが、もし受診できなかった場合にはこういう手続きがとれますというような形で、もう少し受診しやすく、言ってみれば通年受診が可能ということに改善すべきではないかと思いますが、それについての取り組みはいかがですか。

答（保健福祉） 実は今回もそういうことを医師会のほうにお願いさせていただいたのは、7月の結果のほうが前年度を下回るような受診率であった、そういったことを含めて、医師会のほうにお願いしてまいりました。いわゆるこういう状況でありますので、ぜひ御協力をいただけませんかというような働きかけの中で進めております。ですので、来年度から通年実施を全てしていきますよという話ではなくて、その都度その都度、受診率を見ていただきながら、決めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（12） しかし、あれ案内によると、9月もうじき末ですけど、あれで見ると、だめだなというふうになってしまうんですけど、これは案内も含めて一定期間に集まってほしいという希望はあるかもしれんけど、それはそれで推進期間でもし受けられない場合には、こういう手続きありますということも含めて案内できるように、これは改善すべきではないかと思いますが、そういう取り組みはいかがですか。

答（保健福祉） 今、おっしゃられましたように、今年度につきましてはそういう形で確認をさせていただいております。来年度以降については、またその中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（12） そうすると期間過ぎて受診できる場所があれば、健診の案内でやれるというふうに理解していいんですか。それについてお願いします。

答（保健福祉） 医療機関の御紹介も含めて、ぜひ受診をされたいなという方

がお見えになりましたら、私どもの保健福祉グループのほうにお聞きいただきなり、医療機関のほうでまだやれるかねということを問い合わせいただくようにお伝えいただければ幸いです。

問（12） 4款1項3目で、地域医療振興事業、分院のことですが、再三さまざまな質疑の中で内容はかなり明らかになってきておるわけですが、赤字が今年もかなり出そうだという点では改善されていないわけで、その点では運営委員会等の中で高浜市として豊田会に特に重点的に最近要望しておるといことが、どのようなことであるのかという点を今年度の決算内容を改善する手立ての具体的な高浜の要望という観点で、どのようなことを重点で訴えられておるのか、それに対する豊田会の回答というのはどうなっているのか、それについてお答えください。

答（保健福祉） まず収支を改善するために、これは一般質問の折でも申し上げましたけれども、まず常勤医師につきまして、現在4名の医師で担当しております。昨日現在、入院患者さんの数が86名いらっしゃいます。4名の常勤医で担当しておりますので、1人当たりの医師の過重労働が非常に心配される所でございますので、できるだけ早期にですね、常勤医師を1名ふやしていただいて、5名体制にさせていただきたいということを、強く申し上げさせていただいております。また、外来の患者が非常に伸び悩んでおります。その中で今年の4月から協会けんぽの生活習慣病予防健診実施医療機関になりましたので、市内企業、またあるいは近隣市の企業さんを積極的に訪問をしていただきまして、少しでも多くの従業員さん、あるいは従業員の御家族の方の健診の機会をふやしていただきまして、健診からその後二次健診の外来の患者の増加につなげていただきたいということを要望をさせていただいております。また企業訪問につきましては、私ども高浜市も今年の2月と3月に市内企業を中心に訪問をさせていただきまして、総合健診、人間ドックの受診をお願いした所でございますけれども、また秋口以降もですね、私ども高浜市も企業訪問を再開させていただいて、外来の患者の増加に努めていきたいというように考えております。

問（12） いわゆる救急医療体制については、先の一般質問等でもなかなか

見通しが立たないというのか、今は一般病床がないということで受け入れられないという状況は説明を受けておるわけですが、先々も含めてその辺については展望を持つべきだと思うんですけど、その点についてはどのように考えておるのかお答えください。

答（保健福祉） 一般病床につきましては、私ども医療法人豊田会と協定を結ばさせていただいた折にですね、移譲時については全て療養病床とするというお約束となっておりますが、今後医師が充足をされた段階で、必要があれば一般病床の再開につきましてはまた高浜市側から協議をさせていただき、投げかけをさせていただきというお約束になっておりますので、まずは常勤医を確保していただいて、一般病床を開設できる程度の医師数まで充足していただくということが、まずもって先決のことでございますので、医師が充足された段階でまた高浜市として要望していきたいというように考えております。

問（12） それでは4款1項4目、エコハウスの関係、さまざまな質問もされて、状況については説明を受けておるわけですが、学習エリアという位置づけだという説明になっておるわけですが、それにしても相当の費用をかけた設備になっておって、この点が事業仕分けの中で不要という意見の出てきた大きな点ではないかと。やっぱり実践で役立つ、そういう施設という点を1つは目指すべきではないかと、その点である分別エリアというのは、分別学習エリアみたいな形にちょっと変えられてきておるようですが、その点について大きな点で考え方を変えないと、不要という市民の声というのはこれは変わらんじゃないかと思うんですけど、その辺についてはどのように考えているんですか。

答（市民生活） 先ほどの本来答えるべきところ、先に言ってしまいまして申し訳ございませんでした。先ほどの答弁のとおり、そもそもというのが資源ごみの分別学習エリアという学習施設、そしてここで実際地域で行っておる分別を習っていただき、またその精度を高めていただいて、活用していただくというものでございますので、ここで改めて分別をやるという計画はございませんので、よろしく願いいたします。

問（12） やっぱり市民のその点での声もよく聞いて、これは事業展開していかないとやっぱり市民の皆さんの意識と乖離が生まれるんじゃないかと。こ

これは以前のまち懇の中でもそういった声も出ておりますし、私どもが感じる上でもせっかくつくったそういう施設が実践では使えないというんでは、何のためのものだという率直な疑問というのは出るわけで、ぜひこれからの事業を展開する上で重要な指摘だと思いますので、それを踏まえた取り組み、改善を求めておきたいと思います。次に分別収集の関係で190ページ、これ現在高浜市の分別収集のあり方というのは、町内会でほとんどが交替で立ち番という形でやられておるわけですね。そういう中で私ども市民アンケートの中でも、この立ち番制度について疑問や改善を求める声が非常に多いんですね。若い共働きの世帯では一番忙しい時間、子どもが学校等へ行く場合にはちょうどその時間というようなところで、実際かなり苦勞してやっておる。高齢者の皆さんについては、本当に立っておるが精一杯という方も来るからやるというようなことで、この点については市は町内会に任せておりますという形でこれまで再三答弁をもらっておるわけですが、改善すべきだということを特に思うんですね。歳入のところで確認した分別収集による収益金というものもあるわけですね。そういうものを活用して、いわゆる可能な皆さんが何らかの形で立ち番をしていくというような形でできる人がそういうものに積極的に参加する、できない人にも無理やりこうやらせるというこれまでのやり方から改善すべきだと思うんですね。その点ではどのような検討をしておるのか、答弁をお願いします。

答（市民生活） まずもって資源ごみの分別収集拠点の運営につきましては、市民の皆様、町内会の皆様の御協力によって運営をされております。日々感謝しております。その中で町内会に立ち番を押し付けておるといようなニュアンスの言葉でございますが、そういったことではございませんで、やはり町内会、顔の見える方々がその分別の拠点を運営していただくことによって、出していただける方もですね、そういった出し方を覚えていただく、注意しようかなという気持ちになっていただきたいと。コミュニティの場所でもあると私どもは強く認識をいたしております。町内会に収益金につきましては、同じく190ページの1の(1)、資源ごみ分別収集事業町内会支援報償金という形で32万1,900円、昨年のほうは支出をさせていただいておりますので、このあたりの財源を使って、また町内会様のほうでよりコミュニケーションを高め

ていただければと、かように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

問（12） 先ほどの歳入で、雑入の金額とかなり違う金額になっておるわけですが、分別収益金は全額町内会へおろして、そこでそうした費用を活用して、このできん人に無理に押しつけるじゃなしに、合理的な運営方法というのを追求すべきだと思うんですけど、それについてはいかがですか。

答（市民生活） 資源ごみの売却収益が昨年850万円ほどございましたが、町内会の報償金につきましてはその一部というふうに御理解いただきたいと思えます。基本的にはもう1つ上の事業費でございます、ごみ減量リサイクル推進事業2,800万のほうに充たっておるというふうに御理解いただきたいと思えます。

問（12） 今、顔の見えるとかそういう内容を否定するものじゃないわけですが、結局この先ほど出しておるように、市民の声として特に困っておる時間帯、とても休めないような職場とかまた高齢者の皆さんでは立ち番そのもの、立っていることが難しいような人に含めても無理やり当番で来るという内容、これは町内会がやっておるからということで市はそっちに任せておるというんでは、これは検討が不十分だと思いますよ。やっぱり地域によっては、例えば葭池住宅なんかではそうした自ら手を挙げてやる人に参加してもらって、ちょうどボランティア的にやるか、若干の有償ボランティアで分担してもらおうというようなやり方で地域にみえる収集の仕方ということでやっておるところもあるわけで、そういう点では今後の進むべき方向として無理やり強制で輪番ということになしに、その辺の事情を踏まえて、合理的な理解が得られる方法というのはさまざまな取り組みでNPOの立ち上げとかいうことを高浜市はやっておるわけですが、このごみの分別収集では町内会と、旧態然たるした取り組みでやっておるといふ点は改善すべき課題ではないかと思えますが、この点についてはいかがですか。

答（市民生活） ただいま委員さんがおっしゃっていただきました、例えば葭池でございますが、その地域に応じて、実情に応じて、その立ち番を運営をしていただいております、まさにその地域の考えていただいてやっていただいております。そういったことで、いろんな町内会におきましてもですね、こ

の実情に応じたですね、運用の仕方をされております。これが行政が一律でこうやってやってくれというわけにはいきませんので、町内会様がその町内会の実情に応じて運営をしていただける、それを私どもは支援をさせていただくというスタンスでおりますので御理解をいただきたいと思えます。

問（１２） 町内会それぞれでという言い方ですが、やはり市民のさまざまな角度からの声というものを踏まえた上で運営すべきであって、町内会がやっておることだから、市はいちいち口を出さないというんでなしに、さまざま町内でのごみの分別収集にかかわる問題点というものは町内会そのものを抱えておるわけですが、そういうことも含めて自主的にその町内会がさまざまな判断をするということについては、一定の今の仕組みからやむをえんかもしれませんが、市としてはそうした声も含めて改善すべき点という点をやっぱり問題点を提示して、改善をすべきじゃないですか。その点では町内でやっておるから、わしゃ知らんという、結局そういう態度ですから、その点については改善が必要ではないですか。

答（市民生活） 先ほどから申し上げましておりますとおり、町内会様には私どもも協力はさせていただいております。あと町内会様の実情に応じたというところで、例えば新田町さんでありましたら、第１と第４の週でございます。清水町につきましても、やはり世帯数が少ないということで、第２、第３週ということで第１、第４を省いて、例の立ち番の回転を少なくするというような、そういった取り組みもしておりますので、そういった形で地域の実情に応じた運営をお願いしたいと思っております。

問（１２） 少なくともこの問題では、さまざまな取り組みで市も市民の声を聞くようにしておるということを目にするわけですが、こうした分別収集についても市民の声をやっぱりきちっと踏まえた上で、それを前提に例えば行政連絡会等で市の考え方というものは述べていくべきで、これまで町内会がやっておるからということでその決定に全てゆだねるということで、何の問題もないような考え方であっては、行政改善できませんので、それについては強く改善を求めておきます。

問（２） 主要成果の１７７ページの予防接種事業ですけど、２１年度の予防

接種事業には入ってませんが、予防接種の中で注目されている事業として、前からちょっと話もあったと思うんですけど、子宮頸がんのワクチン接種というのがあると思うんですけど、最近の国における動向の接種に対する今後の方向性とかですね、市の見解についてお願いいたします。

答（保健福祉） 子宮頸がんのワクチン接種についてのお問い合わせです。厚生労働省のほうで、平成23年度の概算要求が出ております。今回特別枠として、ワクチンの公費助成が計上されております。市としましては、こうした国の制度が構築された場合は、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

問（16） 192ページの先ほど来話が出ている資源ごみの売却収益金額が、850万余出ておりますけれども、例えばこの中でいろんなものが相場が出てますよね。そうするとこれ年1回で決めてしまうのか、あるいは月ごとに決めていくのか、これはどちらになっているんですか。

答（市民生活） 売却単価につきましては、年度末にその次の年の単価を決めさせていただきます。やはりこれも相場が上下いたしますので、その相場が上がったときにはその相場を上げていただいた金額、そして若干前回ありましたが、やはり需要がダブついたときには、単価が下がりますので、昨年補正で減額をさせていただきましたが、そういった形でタイミングを見て、単価のほうは変更契約をさせていただいております。

問（16） それから、ここで私が発言してはおかしいかもしれませんが、先ほど12番の水野さんからいろんな発言がございました。私もよく別に当番じゃないんですけども手伝いに行っております。そういう中で、町内会がやるメリットもたくさんありますし、ということは当番をやることによって、分別の仕方を覚えるんですね。先ほど来話のあったコミュニティもかなりあそこでいろんな話題が出ます。そういうことによって従来付き合いがない人たちとも付き合えると。で、最近災害の問題もたくさん出ておりますので、特に隣組と仲良くしないと緊急災害時には誰も助けてくれません。そういう意味で分別の手伝いをすることは非常にいいことだと、そういう声もあるということをややはり水野さんのほうも深刻に考えてほしいなと思っておりますので、余分

なことを言いましたけれども、よろしく願いいたします。

答（市長） 今、16番委員のほうから大変力強いお話をいただきました。おっしゃるとおりでございまして、中川先生もおっしゃってますが、面識社会をつくっていくというのがこれからの自治体の中で地域の活性化に1番重要な課題だというふうに思っております。そういう意味ではこのごみの分別収集、これもおっしゃるとおりでございまして、人の仕事になってしまうとですね、分別も適当にやっておけばいいということになります。自分の家のごみをどう考えるかということを考えてもらうこと、そして面識社会をつくる、この2点からして、今、私どもの基本的な考え方としては、ぜひ地域においてできれば町内会のほうで皆さんがやっていただくことが、1番いいのではないかなというふうに思っております。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時05分

問（12） 先ほど分別の立ち番の件でいろいろ答弁がありましたが、分別そのものを市民のほとんどすべての市民がやっていくべきだということで実際拠点にはもってみえるんですよね。そういう点では、立ち番やらないから、どうかなってしまうということはありませんし、それから地域のコミュニティの場所ということも私は否定しません。やっぱり持つてくることを通じてその場所での対話というのは十分あるわけですから。で、私が言っているのは条件のある、できる人がやることは大いにけっこうだが、何が何でも無理やり押し付けるようなね、やり方、これがかえって地域の中に壁をつくってしまうという点を改善する方向で取り組むべきだということをいっているわけで、例えばすべての世代を通じてこの時期は特別そうした仕事をやりにくい時期、こういうものもあるわけです。全世代を通じてそうした地域のコミュニティに参加するというのを踏まえた形で大きな目でそうしたコミュニティを強化していくという考え方が非常に大事ではないかとその点、きめ細かい市の行政の考え方、そういうものを町内会の皆さん方と協力する際にもそうした配慮を含めてやってい

くことが今とりわけ重要ではないかといっているわけで、一律に皆さんがでてやることを否定するわけではなくて、そのあり方については、地域でそれぞれ創造的に考える場合にも全員同じように参加せないかんというような形が公平のようで実は公平ではないんですよと。その人たちは他の面では非常に子育てとかそういうものでは参加しているわけですから。しかしこの時間、この分野で非常に大変だということをやっぱり配慮していく。逆にその人たちが一定の期間経て時間ができれば大いにけっこう参加するという形で世代を通じてそうした地域、住みやすいまちをつくっていくという非常に幅の広い考え方というのが大事ではないかということをおっしゃっているわけで。ぜひその点も含めて今後の運営のなかでは生かしていただきたいという要望です。

答（15） 私は一つお聞きいたします。これはなんとお聞きしていいのかわからないので一つ聞くんですが、プラスチックのごみなんですが、高浜やっておって、碧南がやっていないという問題なんです。これはですね、どちらがいいとか悪いんじゃないかと、問題は説明の仕方を何としたらいいのか、市のほうの当局にですね、教えてほしいとこういうことなんです、いかがでしょうか。住民に理解してもらえそうな説明の方法を教えてください。

問（市民生活） プラスチック製容器包装リサイクルの実施をされているかおられないかというところの違いでございます。高浜市におきましては、俗にいう指定法人ルート、財団法人日本容器包装リサイクル協会とですね、契約をいたしまして平成20年度から、俗にいいます、プラマークと書いてある製品をですね、回収させていただいてリサイクルをさせていただいております。お隣の碧南市さんにつきましてはですね、こういった指定法人ルートというところでまだ実施をされておらないということで、碧南市さんも昔からリサイクル分別には力を入れておりますけども、硬質プラスチックという形で集めておるものですから、まだ容器包装リサイクルのほうには手がついておらないというのが実情でございます。まだ碧南市の実施時期については私どもでは掌握はしておりません。

答（15） そこでですね、もう一つお聞きしたいのはですね、そのプラスチックのなかでペットボトルのキャップと本体と分けて出すということなんです

が、何かの材質が違ふとかいう話もちらっと聞いたんですが、実際にはその辺はどうなっているんでしょうか。私もわかりませんので教えてください。

問（市民生活） ペットボトルのふたにつきましては、基本的には容器包装リサイクルのほうにお出しをいただきます。今また違う活動がございまして、ペットボトルのふただけを集めまして発展途上国に送ってワクチンの接種をするというそういった取り組みも、高浜市、安城市、この辺りでもかなり進んでおります。そういったところでペットボトルをだす市民の方がですね、これは高浜市の分別のほうに出そう、これはそっちのワクチンの活動に出そうということで出すほうが選択をされておるという状況が、今、実際にございます

5款 労働費

問（16） 199ページのですね、衣浦地域職業訓練センターですね、これの訓練内容とですね、約3,000万補助金をだしているんですけども、これは何に使っているんですか。

答（地域産業） まずは、使い方ですけど、ほとんどが人件費になっております。職員4名とあと21年度につきましては、利活用が少し不十分でありましたので、その利活用するために370万円、昨年よりも多くなっておりまして、そちらのほうに使用しております。運営につきましては、事業内容につきましては、認定職業、それと県のほうの委託事業が主な職業訓練の内容になっております。

問（16） 前に一般質問もやったことがあるんですけども、訓練内容のなかの例えばパソコンだとかですね、そういうようなものは、他の施設でもやっているんですね。これ極端なこと言うと、事業仕分けでいけば不用のほうだと私は勝手に思っているんですけども。人件費4名という話ですけども、県の職員のOBの方とかいうのが過去におったんですけども、今は独自に採用した人になっているのかですね、訓練内容が、昔は確か訓練するということで花だとか能面づくりだとか、一見職業訓練とはちょっと違うような内容も含まれていたことがあるんですけど、今はどのようなものを重点的にやっているんですか。

答（地域産業） 委員おっしゃられたように、まず人件費の関係ですけど、県

のOBの方が1名おみえになりまして、21年度で退職されまして、22年度につきましては3名で市から雇いましたプロパーというんですか、公社のほう雇いましたプロパー3名の女性で対応しております。それで事業の内容ですけど、先ほど申しましたように、認定事業、これは県のほうに届けて行わせていただく事業でございますけど、その関係で、建築の関係のキャドの関係と左官の関係が主にあります。それと認定外ということで県のほうからの委託事業といたしまして、キャド設計、定住外国人との訓練、それと市のほうからあがっております、市民公益活動の人材というそういう委託事業を受けておりました、その他といたしまして、一応館が空いておりますので、趣味的なものも含めてですね、確かにおっしゃられるようにアートフラワーですとか、着付けですとか、そういうものも利用しているのが現状でございます。

問（16） これは昔の話で申し訳ないんですけども、瓦の訓練学校の学習をあそこでやっていたことがあるんですけど、今はそういうものは全然やっていないんですか。

答（地域産業） 今、そちらのほうはですね、愛陶工さんの前に技研工業さん、いわゆる瓦組合さんのほうが新しく建物を建てられましたので、実施はそちらのほうでやっていただいて、こちらのほうでもやれるようにはなっておりますけど、実態的には、現在ではそんなには利用されていないということです。

問（16） それからですね、今あそこに通っている人たちが高浜市内の方が主だと思うんですけど、駐車場が非常に狭いんで使いづらいということもありますけれども、市外から通っている人たちは実際にはあるんですか。

答（地域産業） 市内の方、約50%強でございます、原則ですね、公共交通機関、いわゆる駅が近いですので、そちらのほうで通っていただくようにはお願いしております、原則駐車場については受講者に対してはスペースは与えないということでですね、お願いしております。

問（9） 不勉強で、199ページの能力の職業訓練センターで370万増えた分が、利活用ですと一言で片付けられてしまったんですけど、その利活用ってどういう活用なのか教えてください。

答（地域産業） 利活用につきましては、県のほうの能力開発機構のほうの基

準、1万8,000人というのが基準になっていたわけなんですけど、それを下回っておりましたので、その1万8,000人を超えるために今後、利活用どういう形でしていったらいいかということを検討させていただいておるものでございます。これは21年の5月からやらさせていただいておまして、22年の3月に結論をださせていただいております。

問(9) 利用、活用ということですね。1万8,000人の利用、活用がないのでその活用をするようにということでもいいですね。

答(地域産業) 委員のおっしゃるとおりです。

答(杉浦副市長) 今、地域産業のグループがお答えしておりますが、これはそもそも、衣浦地域職業訓練センター自体、1万8,000人を割りますと実は、利用のイエローカードという形になります。そうするとそれに対する改善計画をだせということになったわけでございます。21年度そういうこともありましたので、今後の衣浦アカデミーのあり方を検討する中で今後どう利活用していくかということを検討してまいりました。ところが例の政権がかわりまして、この地域職業訓練センター自体が廃止という選択肢がでてきたわけでございます。実は最近、正式に廃止、しかも無償譲渡、または受けない場合は来年度国のほうが解体、撤去するという2つの選択肢がでてまいりました。今、まさしくその利活用検討会の内容を踏まえまして、今後、施設についてどのようにしていくか、選択肢ですが、それについて、今、現在内部で検討させていただいている中で、またある機会には、議会のほうにも御相談申し上げるときがくるということでございますので御理解賜りたいと思います。

問(12) ただ今の件ですが、結論をいつまでにだすのか、現在の検討ではどのような方向で考えているのか、それについてお答えください。

答(杉浦副市長) 基本的には私どもは、あそこには職員が3名みえます。この人たちの身分の問題もありますし、先ほど16番議員の今までの使われ方もあります。それから新たな利活用のことについてもいろいろ検討しております。今、ここで方向性としてはどうなるかと申し上げられませんが、基本的には建物を利活用したい方向で検討しておりますが、廃止という選択肢を持ち合わせておるわけでございます。これにつきましてはおそらく10月頃にはあ

る程度国のほうに方向性をだす必要性があるのではないかなというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

問（６） １９８ページ、５款１項１目２節勤労福祉事業とですね、３節の市民生活支援事業、これ特に、３のほうの市民生活支援事業は貸付の保証状況がないということであります。勤労福祉事業の労働金庫預託金、これの辺はどうですか。

答（地域産業） 労働金庫につきましては、あります。その分につきましては、７４件くらいの実績がございます。

問（６） 市民生活援助事業はないわけですから、これは敷居が高いのか、あるいはPRが足りないのか、その辺はいかがですか。

答（市民生活） 市民生活安定資金信用貸付保証制度につきましては、委員御指摘のありますとおり、平成２０年、２１年、本年度２２年も実際、実績はございません。この辺りは敷居が高いというわけではございませんけども、現に借り入れがあったりですとか、年齢制限等々がありまして、その辺りで若干借りづらいのかなという部分がございます。同様の制度も今、民間のほうであるという状況もあるものですから、なかなかこちらのほうに手を挙げるという方も減ってきておるのが現実かなと判断しております。

答（地域産業） 先ほどの労金ですけど、実績のほう１１４件、すみません、訂正で。

休憩 午後 ３時２２分

再開 午後 ３時３０分

委員長 ここで当局より発言を求められておりますので、発言を許します。

答（地域産業） 先ほど神谷委員の職員の関係で４名で、１人が県のOBということで、私のほう回答させていただきました。民間人ということをお願いいたします。

６款 農林水産業費

質 疑 な し

7 款 商工費

問（12） 7 款 1 項 2 目、214 ページ、中小企業支援事業、その関係で質問します。その中で、下のほうにある補助金で、中小企業振興対策事業費補助事業者 2 件、がんばる事業者応援事業というのがありますが、この事業者名と金額でどのような事業内容で選ばれたのかということについてもお答えください。

答（経営戦略） ただいまの 2 件の御質問でございますが、内容につきましては、舂薬の製造をされております事業者さんが 1 社でございます。これは、がんばる応援補助事業の中の設備関係の補助をさせていただいております。金額的には 50 万円ということでございます。もう 1 件が、運送業と申しますか、物流会社さんであります。この事業者さんにつきましては、中小企業診断士に基づく、経営状況の分析ということで、補助金額につきましては 10 万円というふうになっております。

問（12） これは今、舂薬とそれから物流と言われたですけど、社名はどういう会社ですか。

答（経営戦略） 会社のお名前でございますけども、やはり企業の関係でございますので、お名前は差し控えさせていただきたいと思っております。

問（12） これは公の税金を投入してやっている事業ですので、秘密ではないと思っておりますよ。きちっと答えてもらわないと困りますよ。

答（経営戦略） すいません、舂薬の会社のほうが三州フリット株式会社様、一方運送会社のほうがコネクト物流株式会社様でございます。

問（12） がんばる事業ということで、こうしたこの事業の申請というのはこの年度ではどれぐらいあって、今回この 2 社が選ばれているということでその選定についてはどのようにされたのか、確認をお願いします。

答（経営戦略） この事業自体、御案内のとおり、1 月 1 日から新しく新規で興した事業でございます。昨年 12 月の補正で御可決をいただいております。

ほかにも御相談は7、8件ございましたけれども、どうしてもこれ年度事業でございまして、実際に事業に至った業者さんは2社であったということでございます。

問（12） 選ばれる企業、選ばれない企業が出るわけですから、やはりきちっとしたもちろん基準でやっておられると思いますが、そうしたことが十分説明できる内容でないと思いませんか。その点では、例えばコネクト物流についてはこういうがんばる内容と、それから三州フリットについてはここががんばる事業だという点が明確でないといかんとおもいます。また、選ばれなかったところはじゃなんでだろうということになるわけですから、その点については、概略で結構ですので、特にこの点が違うんだという点があれば明らかにしていただけたらと思います。

答（経営戦略） まず少し誤解があるようですが、結局、補助事業でございまして、補助要件にきちんと合致しておれば、これは予算の範囲の中できちんと補助をしていくという方針でございまして、今、2つ目にお尋ねの中身のことでございまして、1番目の設備関係の補助の内容につきましては、釉薬工場のいわゆる釉薬の薬を分ける機械を、少量の場合は人力でやってみえたものを、県の経営革新計画というものをちゃんととられまして、その効率を上げるために、機械化をされております。工場にあった機械を再利用されて、効率を上げておるということでございまして、それともう一方の運送会社さんにつきましては、やはりこういった景気のあおりを受けて、結構物流の部分、それから1つ安全性ですね、運送会社さんでありますので、そういった部分での課題というかお悩みを抱えておられまして、それを今回改善するためにということで、中小企業診断士に御相談をされたと、そういう内容でございまして。

問（12） 選に漏れたと言うのか、7、8件というのは、そうすると、そうしたがんばる事業の基準というものにこの反しておったからということなのか、基準に合致しなかったのか、その辺についてはどうですか。

答（経営戦略） 私の言い方が適切ではなかったかもしれませんが、選に漏れたということではございまして、初期の御相談はありましたけれども、1月から少しでもということで、これはマニフェストにも書かれておられまして、早期

に対応しましたので、これは今年22年度も続けて行っておりますので、そういう方たちは、今、実際、8月末で7件でしたか、交付申請上がっておりますけども、そういった部分のことときちんと事業はされておる方もおられます。

問（12） 関連で今年度、7件ぐらいということで、それは申請があつて、今回でいうとこの9月までに受理されてというのがどれぐらいあつたかということは後でお答えいただきたいと思います。合わせて、7款1項2目で216ページの工場誘致の関係ですね、これで600万8,000円が補助金として奨励金が出されていますが、この企業とその後の誘致の取り組みというのは現状どのようになっているのか、お答えください。

答（経営戦略） まずがんばる事業者のほうでございませうけども、今9月議会の補正にも190万の補正をお願いをしておりますが、現状ですね、7事業者さんが交付決定をもうすでに出しておる状況です。結構補正を上げさせていただいておりますのも、御相談は非常に多いということで、そういった形で御理解いただければと思います。それから企業誘致のほうでございませうけども、この600万8,000円につきましては、19年度に指定申請をさせていただいております、論地町の瓦製造業者さんでございませう。あと事業仕分けの時にも今後の予定ということで、実際お話が出ておりますが、いかんせん我々、今高浜市にはその工場を誘致する土地というものは、現在市としては持ち合わせておりませう。しかし、この制度自体、御覧になっていただいておりますとおわかりだと思ひますけども、増設に対する補助ですとか、それからそれに伴いますさまざまな補助を併設をしておりますので、将来展望と申しますと、やむなく工場を、企業を畳まれた方の後等に、きちんとまた新しい工場ができていくというようなことを現段階では描いております。一方、土地がないから全く努力しないのかと、そういうことではございませう。民間企業等と連携をしながら、新しい用地の確保にも努めていきたいというふうに考えております。

問（12） この工場、この増設奨励とか、それについていうと、企業規模に制約がありましたね。その辺がなかなか活用できない1つの要素ではないかと思ひますけど、その点では中小企業が活用できるように改善する考へはないのかどうか、この間短い期間ですけど、運用されて、それについてはどのよう

に考えているのかお答えください。

答（経営戦略） 今、委員さんのおっしゃいました、その活用に対してのことですが、この制度自体、中小企業、いわゆる製造業がその制度の対象となっておりますが、きちんと大企業だけではございません。中小企業、それから中小企業法でいいます、小規模事業者の方にもなるべく使いやすくするというところで、それなりの要件を細かくしてですね、少しでも使っていただくというそういう前向きな取り組みをいたしておりますので、御理解いただきたいと思っております。

問（12） この企業誘致については、市の組織改革というものも関連して、副市長の直轄グループになっているわけですが、企業誘致の取り組みがこの現状必ずしも目に見えてこないというふうを感じるわけですが、その点ではこれまでの取り組みで主な取り組みの状況と、それと組織体制、わざわざ直轄ということですが、見直しの必要があるのではないかという点ではどのように考えているのかお答えください。

答（経営戦略） まず今までの実績というお話が出ましたが、この奨励制度、19年の9月につくっております。その後、事業仕分けの時にも御説明しておりますが、4社の新たな企業が高浜の市内に増設、いわゆる新設をしていただいたという、これは唯一の実績でございます。もう1つ目の質問でございます、新しいグループになって、形として目に見えてこないということでございますが、成果として、数字として目に見えて上がっておるものは実際ございませんけれども、やはり企業さんとのマッチングと申しますか、そういった部分はこのグループができてからですね、トップセールスをかけながら、市長、副市長にも企業に出向いていただいて、高浜の現状をお話するとともに、少しでも企業ニーズを受け取るような形で、そういった部分も順次やってきておりますので、御理解いただきたいと思っております。

問（12） 次に7款1項4目の関係で、218ページ、成果説明書で、そこにいきいき号の循環事業の関係ですが、これも先の一般質問でも一定取り上げて、答弁をもらってはいるわけですが、利用率がやや低いのではないかとこの点が市民からの主な意見なんですね。この前、一般質問の答弁を踏まえた上で、

利用をふやすという点で、主にどの点を重点に考えておるのか。コースについてのあり方は基本的なことは市内に循環で、1つは刈谷への直行便というのか、そういう考え方のようですが、市内の循環、例えば2コースということになると、1回りがもっと時間がかかるではないかという心配も含めてあるわけですが、その辺についてはどのように考えているのかということと、それからいきいき号の利用券の販売、同じ119ページに商工会へ102万出しておるわけですね。この関係はどのような根拠で算出した補助かという点も合わせてお願いいたします。

答（市民生活） いきいき号の路線の見直しにつきましては、一般質問、総括質疑等でお答えをさせていただいておりますが、まずもって利用者アンケート、そして公共交通会議の御意見が多かったのが、現在約1時間で1周を回っておる、その時間の短縮というものがございます。そういったところと、当然ながら利用者アンケート等ではですね、利用先が病院が多いというようなそういったニーズを含めて、今、その路線を書いているところでございます。例えば現状のコースの見直しでいった場合、医療機関等々がくまなく回れるんですが、時間がかかるよと。そのかわり、例えば具体的に時間を短くすると、ある程度のところまでは行けますが、ちょっとごめんなさいというところも出てまいります。そういったところを今、私ども実際に道路を走ってですね、走行時間でとか、そのものを調査しております。昨日も私、8時から刈谷総合病院のほうまで時間測定で走ってまいりました。どのルートで行けば、どの時間で帰ってこれるかというようなところも今はかっております。具体的には早くそのコースを決定し、1日でも早く新路線の運行をと思っておるのが現状でございます。次に、いきいきチケットでございますが、こちらについては6枚綴りを1回の乗車が100円のところを50円、6枚綴りの300円ということで2分の1を補助として出ささせていただくもので、90万円がそれに当たるものでございます。99万円ですか。当たるもので、3万につきましては、昨年度がちょうどいきいき券の発行の3年に1度の年に当たりましたので、その発行にかかる経費が3万円ということでございます。

問（12） 今の商工会の関係が6枚綴りで300円で売ってもらおうと、それ

は売ってもらって金が入ったのをそのまま例えば手数料引いて市にということではないのか、ちょっと今の99万円が補助に入るというのが、ちょっと理解しにくいじゃなかったですか、どうですか。

答（市民生活） 実際には運行にかかる費用につきましては300円、その2分の1が乗っていただける方の補助に当たります。そして市民への販売をいただく店舗さんの方に、10分の1ということで30円をお支払いをさせていただくというものになっておりまして、これが99万円になるというものでございます。

8款 土木費

問（9） 成果説明書の230ページ、都市計画総務事業費の中で次年度繰越分として、都市計画マスタープランの修正委託業務があります。平成20年度はこれは三菱UFJリサーチコンサルティングさんに500万ほどで出てたと思うんですけども、ここで過去2年間の内容についてのまとめを行い将来構想の策定、ということなので、なぜ受託者が玉野総合コンサルタントに変わったのか、それと231ページの緑の基本計画もやっぱり玉野さんが受けてらっしゃいます。それから239ページの道路現況調査業務委託も玉野総合コンサルタントさんが受けてらっしゃって、委託内容は平成20年度の業務委託内容と同じだと思うんですけども、なぜこう3社、受託先が一緒なのかということをお願いします。

答（都市整備） 今回、玉野コンサルタントが全部請け負ったということに関しましては、これは入札で落札したということで玉野コンサルタントになったと思います。これが3社、偶然といえれば偶然という入札のことです。今回、緑の基本計画の策定業務委託というものが今回終わっております。その件につきましては、緑の基本計画というものは、都市計画マスタープランだとかそういったものに最終的に活用させていただきまして、最後に総合計画に反映していくというのが原則となっております。それと239ページの道路現況調査業務委託なんですけれど、これが愛知県の指定道路の図面作成に伴う道路網図の作成ということで、42条の1項というのが4メートル以上の道路ということと、

それから42条の2項というのが4メートル以下の道路ということで、あとですね、42条の2項以下に1.8メートルものがあるんですが、そういったところの実際42条の2項になるかならないかという道路の扱いについての現況調査も行いながらですね、今回の図面を作成していただいております。

問（9） 偶然だということで了解いたしました。同じく、234ページの公園整備管理事業でその他10件とって400万ばかり上がってますけれども、昨年実績9件で1件ふえただけなのに、114万ほどふえているんですけど、金額が、これはどういったことでふえているのでしょうか。

答（都市整備） 407万5,160円のその他の面ですが、この中に載っていないものが、委託の遊具の保守点検業務委託ということで、高浜市の公園の17箇所をやっているものと、それとあと委託の水景施設の保守点検業務委託というのをやっております。これとあとですね、1番平成20年度から変わったものが、先ほど言いました、中部公園と大山緑地の水景施設の保守点検業務委託が今回39万9,000円、21年度のほうに入っておりますので、よろしくお願いたします。

問（8） 先ほどの、239ページ、道路現況調査業務委託の42条2項道路の県の調査ということだったんですけど、これは高浜全域で調査して、4メートル以下の道路を道路として認定するかどうかということの、ための調査なんですか。

答（都市整備） 42条の1項は道路認定になっておりますので、それは調査はないんですが、42条の2項の1.8メートル未満のところですね、これは実際1.8メートルあるかないかの今回は図面の中で台帳の中で整理させていただきまして、その部分の中の1.8メートルあるかないかというのはわからない部分が見え隠れしておるところがありますので、そちらのほうの現況を測量させていただいたということです。

問（8） ということはそこで判定というか決定するんですかね。

答（都市整備） 今、調査したところですね、1.8メートルの道路扱いになるかならないかというのを、今回その今の台帳の中で整理をしていきたいとい

うことで、最終的にはまだ判定というところまでは県のほうに報告はしておりません。

問（17） 234ページですけども、修繕料が約400万ほどふえております。今ですね、最近、近年、特に公園のいろんな施設が破壊されております、壊されております。そういったことで、21年において、一体何件ぐらいそういった壊されたための修理の件数があったのか、またそれに対する金額がもし分かっておればお願いいたします。

答（都市整備） 今回、公園の修繕でかかった件数が136件です。苦情が今回の修繕の中で、苦情が400件ぐらいありました。

問（17） 意味がちょっと違ってますが、要するに壊されたために修理した件数とか金額がわかっておたらということで、要するに普通の老朽じゃなくてということです。

答（都市整備） 修繕が136件の中で、遊具のほうが悪化した分というのが、ちょっとしっかりしたものがありませんものですから、あとから調査というのか回答出させていただきます。

問（17） 先ほど確か夜間パトロールやっておるといいましたね、確か。これは対策といってもなかなかこれ難しい面があると思うんですけども、どういったようなことを今、やっぱり対策になっちゃうと思うんですけど、どういうことをやっておられます。こういった要するに壊されることに対しての。

答（都市政策部） 先ほどグループリーダーが言いましたように、いたずらとかそういった件数、公園だけでいっても大体400件近くのものがございますが、その対策といたしまして、夜間はパトロールやっておりますし、日中、1週間に1回、職員が点検に回っております。そういったことで少しでもそういったいたずらが少なくなるようには努めておりますが、シルバーが結構掃除やなんかやっただいておりますので、その中で昨日見ていただいた中部公園などは結構人目、大人の目がありますので、いたずらは少ないんですが、どうしてもちょっと奥へ入ったというですか、あんまり人の来ないような、そういったところにつきましてはたびたびいたずらがありますので、職員が昼間は回りますし、夜はそういったことでそういった被害のあった公園については夜間

のパトロールのほうをお願いしておりますし、大きな工事費等が発生したものに付きましては、警察のほうに被害届出しまして、警察のほうでもパトロールをお願いしております。

問（１２） ８款２項１目、２２０ページの道路工事等の関係ですが、これは全体に通じて言えることですが、時々市民の皆さんから耳にするのが道路工事等が整備されたと思ったら、またほかの事業で掘り返すとよく言われるあれですね。当市は同じ部に例えば上下水道ありますんで、ガスはちょっと別にあれになりますけど、そういった点ではそうしたことが起こらないようにするための対策というのか、どのようにこうやっておられるのか、それについてまず伺います。

答（都市整備） 下水の場合ですね、年度ごとに整備の箇所が決まっております。私どもの土木サイドにおきましてもですね、今回路線指定に上げているだとか、維持補修をやる時におきましても、その下水道計画に合わせたことで事業を進めております。

答（上下水道） 掘り返し規制、道路を私のほう、水道から下水道ということで、掘り返すわけなんですけども、そういった調整を毎年４月に碧南、高浜で道路占用者会議が開かれております。隔月でそういった占用者が集まって、高浜市のほうでも開かれております。また県道につきましてもですね、知立建設協議会のほうでそういった占用者を集めて、掘り返しをしないような、道路工事をいつ計画するかというような会合をやっておりますので、よろしく願いいたします。

問（１２） ぜひそういった点はこれまでも注意されておるようですが、市民の皆さんからそういう目で映らないような取り組みを要望したいと思います。それから８款２項１目、２２６ページの前橋の関係ですが、かなりの日時を要しておるわけですが、現状まだ橋かける前の状態でちょっと止まっておるような感じですが、今後いつ完成予定なのかという点についても、お答えをいただきたいと思います。

答（都市整備） この事業はですね、これで３年目になります。平成２０年から２１年、２２年にかけてやっておるわけなんですけど、２３年の３月の末にか

けまして、前橋の橋につきましては供用開始をできると思います。その後におきましては、まだ来年のことにつきましては、まだ引き提だとかありますので、継続して河川事業に進めていきたいと思っております。

問（12） それでは8款5項2目、これいわゆる負担金の関係で、東海環状地域整備、それから名浜道路推進協議会とそれぞれ入っているわけですが、特に名浜については高浜地内を通らないようにそういうところへの協議会の参加ということについて、疑問をかねてから提示しておるわけですが、これも民主党政権に変わって、この推進協議会のあり方というのか、動きは変わっておるのかどうか、それについてお知らせをいただきたいと。それから8款5項4目、235ページの昨日見せてもらった中部公園の遊具、それについて予定価格と落札率、同じくその施設で遊具のスカイロップ、見た感じ、柱がちょっと華奢な感じがしたわけですが、使用に重量制限等があれば、そういうものの表示、そういうようなことも必要ではないかということを感じたんですけど、これについてお答えください。

答（都市整備） まずですね、名浜道路の推進協議会なんですが、民主党政権になってということなんですが、民主党さんにおきましても前回と変わりはありません。名浜道路の今の現状につきましては、名浜道路推進協議会につきましては、9市6町、豊橋市さん、半田市さん、豊川市さん、碧南市さん、西尾市さん、蒲郡市、それから常滑、高浜、田原市と、町におきましては、美浜町、武豊町、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町、これが9市6町になっております。平成15年の6月から、名浜道路の推進経済連合会が設立されてきてですね、知多地区だとか東西の三河の総合経済団体である7商工会会議所と10商工会による会議でありまして、その地域の経済団体を巻き込んで、今回の名浜の事業を展開しておるところでございます。中部国際空港から郊外のアクセス向上の三河地区の物流コースの生活コースの機能分化が期待されるということで、今回高浜市におきましてもですね、先ほど経営戦略が言ったみたいですね、企業誘致をされています。新しい工場も4件も出てきております。その今回の4件をふやすためにもですね、名浜道路というのは確実に必要になるかと思っております。それと平成19年度3月30日付で国土交通省の道路局

長より概略延長40キロのうち、碧南市から額田郡幸田町の間、21キロが調査区間となっておりますので、よろしく願いいたします。それと公園の中部公園なんですが、中部公園の落札価格なんですけれど、中部公園遊具設置工事ということで、今回請負率が、落札額が0.719で落札をしております。それと先の荷重に耐えられるか耐えれないかということなんですが、前回の視察行っていただいた時ですね、鈴木先生のほうが乗っていただいたんですが、ああいったようにですね、かなり大人でも乗れるという状況になっております。

問(15) ちょっとこの様式には載ってないので、前から不思議に思ってるんですけど、例の要するに中部公園の用水ですね、水が通ったことも一時あったんですが、今のところまだ緑のままですね、非常に汚れているわけです。最近は何がすごいですね、あの水のところなんか流水という計画をできないもんですかね。外部から水をとるにしろ、内部から水をくみ上げるにしろ、いろいろあるんですが、その辺の方針はどうなってますでしょうか。

答(都市整備) 池を見ていただくとですね、かなり濁っているとは思いますが、一応ポンプは1日2回稼働しております。その水を循環させていただいているような状況でおります。

問(15) それにしてはあまりにも、あれは汚いもんですから私をもっときれいになる方法はないでしょうかということの問題なんです。ちょっとその辺もまた考えてください。

問(16) 234ページになりますけれども、公園等の修繕費とかいろんなものが出ておりますけれども、昨日も中部公園とかいろんなところに視察に行きました。そういう中で、遊具等が木の物から鉄のスチール製の物に随分変わっているわけですね。どうも冷たい感じがしてしょうがないんですけども、安全面考えて、木からスチールに変わったと思うんですけども、あまり安全面ばかり考えるじゃなくて、やはり心の温まるような施策が必要じゃないかと思うんですけども、基本的なところはどうなんですか。

答(都市整備) 今ですね、先生の言われたようにですね、木目というか本当の木という物が、今回の遊具の中で薄れてきておるじゃないかという話なんですけど、現在先ほど先生が言ったみたいに安全性を考慮して、今の物を使わせ

ていただいております。実際は木目から今なったのはですね、これで今、中部公園のほうもそうなんですけれど、見ていただくと木の安全柵もあったんですが、昔はというと塗装だとかそういったものをやっておったんですけど、今はというとその部分が樹脂になったり、そういった状況で色が落ちないような状況でなっております。木目でやろうというものをですね、今回今委員さんの言われたことに関しまして、参考にさせていただいて、また次回の平成23年度の予算の中で1回そこら辺の中で検討させていただくような格好で思っておりますので、よろしく申し上げます。

問（16） 今の話の中で、来年度を目途に注目していくような話がありましたけれども、やはり子供たちは自分自身で体験をしながら危険なところ、危ないところを避けるようになっていくんですね。それをあまりにも安全なことは大切なことなんですけれども、安全、安全でやりすぎていくと、子供たちが過保護になっていくような気がしてならないんですよ。この辺はちょっと全体的なもの考え方になってくるから、非常に難しいかもしれないけど、ある程度のはやはりもう少し環境に優しい雰囲気づくりが必要じゃないかと思うんですけど、いかがですか。

答（都市政策部） 今、おっしゃることは十分わかります。それでうちのほうも最近ですね、今年度、実は丸畑公園の遊具も変えたわけですが、市のほうが決めるではなくて、町内会、子供会通じて、子供たちの意見、学校へも照会かけまして、どういった遊具がいいかということも照会かけて、その1番多かった、希望の多かった遊具を今、丸畑公園、もうじき多分供用開始になると思いますが、そういったことで地域の意見を取り入れて、一応遊具のほうを選定する方針でおりますので、よろしくお願いたします。

問（12） 先ほどの中部公園の落札率について、71.9%ということですが、これは遊具そのもののほうですね。予定価格がちょっと表示なかったんですけど、それ割り返せば出ると思うんですけど、予定価格を教えてくださいのと、それと遊具設置工事で安全柵というのはすぐ下にあります。鈴和建设。こちらのほうの予定価格と落札率についてもお願いします。

答（都市整備） まず795万9,000円の中部公園の遊具なんですけど、0.

719が落札価格ですけど、予定価格が985万2,150円です。安全柵につきましては、今回130万以下の物なものですから、小規模工事ということで、3社を見積もりした中で鈴和建设ということですよ。

9款 消防費

問(12) 消防費、その中で243ページで、広域連合の分担金の関係ですが、設備更新もかなり一巡してきたんじゃないかというふうに見ておるんですけど、ここ直近の将来の負担額の見通しというものはどのように見ておるのか、お答えください。

答(危機管理) 衣浦東部広域連合の分担金の見通しということでございます。広域連合の分担金につきましてはですね、平成17年度から平成21年度まで大体高浜市分担金ということですね、これにつきましては共通経費、それから単独経費とありますので、そういう中で耐震性貯水槽をつくったり、つくらなかつたりということで、変動するケースもありますが、高浜市の分担金といったしましては、大体17年度が約4億3,900万、18年度4億3,400万、19年度4億2,300万、20年度4億4,500万、21年度4億4,200万と大体このような金額になっております。今後の見通しにつきましても、大体この4億4,000万円前後の数字になるであろうというふうに予想しております。

10款 教育費

問(9) 成果説明書の259ページ、6番目の認定こども園幼稚園機能運営費補助事業317万円、これはどういった機能強化のために支払っているのか、入園数と月数と金額だけ書いてあるだけなので、ちょっとよくわからないので説明していただきたいと思っております。

答(こども育成) 認定こども園幼稚園機能運営費補助金でございますが、実はこども園は幼保連携型と保育所型があります。翼の幼保園につきましては、保育所型という形で幼稚園機能としての認定を受けておりません。そこで私学助成金等の補助を受けることができません。それに対して国は全てのこども園

を普及させるという意味もありまして、こども基金を原資にしまして、保育所型のいわゆる認定をとってない幼稚園機能に対して、基金のほうから補助金を出しているものでございます。それに対して、国が2分の1、県が4分の1という補助金が出ますので、市のほうもその分を補助しておるといふ形でございますので、特別な機能ということではなくて、認定こども園の経営を安定させるためという形での国からの補助金を受けて、支出しているものでございます。

問（9） もう1つお聞きしたいです。267ページの生涯教育活動推進事業ですが、これ平成20年度は生涯学習情報センター委託料とか女性文化センター管理運営業務委託とかで上がっていたんですけども、今年度はなぜ上がっていないのか、その学習センターとしての生涯学習をやらなかったのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

答（文化スポーツ） 女性文化センターのほうにつきまして、これ指定管理のほうで21年度はまた行ってますので、ちょっとそちらのほうで統合といふか含まれているという内容でございます。情報活動センターにつきましてはですね、廃止ということですのでよろしくお願いいたします。

問（12） 10款1項1目、決算書の198、199ページのところですが、教育委員会費の関係で9の旅費の関係ですね、これが21万3,000円計上されておると、いうことと需用費が40万5,000円、これは11ですね。10款1項1目、教育委員会費の。この主な内容について、お示しをいただきたいと思ひます。

答（学校経営） まず旅費につきましては、費用弁償と特別旅費と普通旅費といふ3本立てでございます。費用弁償につきましては、委員が出席する市町村の教育委員会連合会の理事会でありますとか、定期総会、これが津島市でやられております。それから特別旅費につきましては、東海北陸教育長協議会並びに研究大会、それから全国都市教育長協議会研究大会等々でございます。普通旅費につきましては、市教委の事務職員が学校教育の担当者会でありますとか、特別支援の事務担当者会で名古屋のほうに28回ほど出張しております。それから三河部の都市教育長協議会のほうで田原市だとか豊橋市へ出張しておる旅費でございます。需用費につきましては、消耗品につきましては事務用の消耗

品、これはプリンタートナーでありますとか、チューブファイル、刊行誌等でございます。それから燃料費、これは公用車のガソリンで5万3,970円。それから印刷製本費、これが転入、転校の通知書の印刷代でありますとか、学校経営グループの公用車、トヨタ・プロボックス・バンの車検整備費等でございます。

問（12） 旅費の中には教育基本構想打ち合わせというものが入ってないですか。それについてあれば、どちらのほうに出かけられたのかということと、相手方、その関係での回数は何回出かけられたのかということにお答えください。

答（学校経営） 特別旅費ということで、昨年度の12月に、教育基本構想の講師の依頼の打ち合わせということで、私と主幹のほうで京都大学のほうに講師の依頼ということで伺っております。その旅費でございます。

問（12） そうすると教育基本構想については、その1回だけということですかね。その京都の基本構想についての依頼の先生というのはどういう方であったのかということについてもお答えください。

答（学校経営） 旅費についてはこの1日だけでございます。この教授というのは教育学部の教授で主に建設関係の精通しておる教授ということで御依頼に行きました。

問（12） 基本構想で建設関係の専門ですか。ちょっとその辺が基本構想とちょっと結びにくいんですけど、どういった考え方というか特徴を持ってみえるのかというような点についてもお答えいただきたいと思います。

答（学校経営） 教育基本構想は今年から策定委員会のほうを設置いたしまして、教育委員会の策定委員会の下に3つの部会、改革部会、それから育成部会、連携部会、今回京都大学のほうへ行ったのが一応改革プロジェクトのほうの1番頭になる方の学識経験者ということで、お願いに行ったものでございます。

問（12） 10款1項3目の244ページの関係ですけど、教育指導費で標準学力検査実施委託料と、213万3,760円ということですが、これ市独自で行っておる内容ですが、国もやっておるという関係で住み分けしておるかと思いますが、その辺をどのように特徴づけておるのかという点でこの21年

度の実施の特徴についてお答えいただきたいと。それから10款2項1目、250ページの吉浜、昨日現地調査したところですが、これ1,210万1,250円になっておるんですけど、これ予定価格と落札率というところについてもお答えください。

答（学校経営主幹） 最初の御質問の標準学力テストの関係ですけれども、小学校につきましては、CRTといいまして、その目標基準に準拠したテストという形で対象が小学校の3年生から6年生で、教科が国語と算数の2教科でございます。それから中学校におきましては、NRT、これは集団基準準拠のテストといいまして、こちらのほうも中学校全学年、国語と数学を対象に実施をしております。これは特に1年間の指導の効果を見ることができる。こちらのほうは小学校のCRTであります。問題数が非常に多くて、時間を区切って測定することができるので、結構分野別に信頼性が高いです。小学校でいいますと問題数が61、中学校でいいますと問題数が65あります。今、全国の標準学力テストでいいますと、中学校の場合で50なんですけれども、それよりも15問題数が多いということであります。もう1つは知能検査の連携ができて、要するに俗にいうアンダーチーバーとかオーバーチーバーとかそういう知能に関して、どれぐらい学力が到達しているかということを見ることができます。そういったような加減でこの標準学力テストを採用させていただいております。

答（学校経営） 吉浜小学校の校舎の塗装工事でございますが、設計金額に対しまして、92.9%で落札しております。

問（12） テストの関係についていうと、いわゆる問題数が若干国より多いという感じでとれるんですけど、それですと似ておってそう変わらんじゃないのかという、そういう意味では二重のテストで無駄ではないかという懸念もあるわけですね。そういう点では狙いの違い等あれば明確にと。私は国がやっておるもので、1本で済ませるならそれで十分済むんじゃないかというようなことを感じるわけです。それから今の吉浜の件に関連して、昨日も吉浜を見てきて、改修したところはきれいになっておるわけですが、それ以外のところはかなり老朽化というのか外見上も老朽化が進んでおるわけですね。そういう点では、以前から校舎の計画的な改修ということで、むしろそのことが延命化

につながるのではないかということをおっしゃるわけですが、そういう点で計画的な改修、できるだけ早めというようなことが必要と考えるわけですが、その点について、学校の管理の考え方、これが現在どうなっているのかということをお答えいただきたいと、それから10款2項1目で学校管理事業の関係で、このところの非常に猛暑で夏休み終わっても大変暑い状況が続いておるといことで、学習環境というのはかなり劣悪になっておると思うんですけどね。その辺ではこれからの学校施設のあり方という点では、課題が出ておるんじゃないかというふうに思うんですけど、その点についてはどのように考えておるのかお答えください。

答（学校経営主幹） 最初の質問の学力テストの狙いなんですけど、全国のやつにつきましては、対象が小学校6年生と中学校3年生の2学年しかないわけで、こちらのほうは対象としましては、先ほど申しましたように小学校3年生以上、全学年という形で、それぞれの指導にあたりまして、どういう学力の実態を把握するためにはぜひこれは必要だという観点で実施をさせていただいております。

答（学校経営） 校舎の計画的な改修ということですが、先ほども申し上げましたように基本構想の中にも、議題のほうに出させていただきます、校舎建て替えの前に、大規模な改修を図るといことも議題に出させていただきますので、そのなかででてきたキーワードというのが児童生徒の安全安心を最優先に考えようといことで具体的な計画までは出ておりませんが、そういったことも盛り込んで話し合いを進めておる段階でございます。それから、学校施設のあり方ということですが、環境面について猛暑だからどうだとい、特にかわった指針がでておるとか、そういったことはございませんので、学校現場のほうからそういったことがもし入れば、市教委としても相談に乗って考えていきたいと思っております。

問（12） その点では、夏休み後、大変猛暑も続いておったわけですが、学校現場から大変環境が厳しいというような要望等はなかったですか。その辺についてお答えいただきたいのとあと、10款2項1目で、251ページの関係ですけど、学校給食の関係ですね、学校給食法では、調理作業について一定の

基準での指示がでておるといふことで、当市の場合には業務委託でこれを行っておるといふことから、現場で守らせるという点でいくと市が調理作業について指示をすれば偽装請負になるわけですね。そういう点では、どのようにしてこの法に基づく調理、作業を確認しておるといふのかと、極めて疑問なんですけど、これはどのように行っているのかという点についてお尋ねいたします。

答（学校経営） 先ほどの環境面ですけども、学校から環境が厳しいのでこうしてくれということとはございません。学校給食の関係なんですけども、調理につきましては労働局からの見解が出ておりました、自治体の栄養士が請負業者の調理員に直接指示を行うということは、これはできないということで、高浜市におきましてもこれは守られております。ということで自治体の栄養士は請負業者の代表者、総合サービスにそれぞれ各学校に調理員派遣していただいておりますけども、そのなかにリーダーさんがございます。そのリーダーさんに業務前及び業務完了時のみ打合せができるということになっておりますのでこれに基づいて業務のほうをやっていただいております。

問（12） このいわゆる調理作業を含めて基準に基いてしっかりやられておるといふ点では今のやり方は大変不自由な形で確認しておるといふことのように思いますが、現場の実態を把握して給食法に基づく調理がやられているかどうかということをも市としても把握していくことが必要になると思うんですけど、その辺については市としてはどのように把握しているのかという点と同じく給食の関係については当市は給食費、材料費については公会計に組み入れていないんですよ。で、食育というのが教育の一つの重要な柱ということになっておるといふ点では公会計に組み入れていない自治体というのは少数派になっていると思うんですけど。その点で市がこの給食費、材料費を含めて会計に繰り入れるべきではないかという点、また必要な、いわゆる義務教育が無償という観点から補助を増やすなりさまざまな形で無償に近づける取り組みも含めて会計の処理のあり方を変えるべきではないかと思いますが、それについての見解を求めておきます。

答（学校経営） まず、調理の方法でございますが、先週私、高浜中学校のほうに打合せのほうのぞいてまいりました。調理に入る前に、事前準備といたし

まして次週の分を今週、水曜日ないし木曜に打合せを行っておるんですけども、そこで次の週の分の5日分の給食の献立に基づきまして、調理法等を学校の栄養士とそれから総合サービスのリーダー、調理員も同席しておりましたが、打合せを行っておりました。内容といたしまして、献立の確認でありますとか、材料の数力確認、調理方法等を説明しておりました。で、当日ですね給食の当日になりますと業務前のほうに打合せをしておりまして、まず、総合サービスのリーダーさんから調理員に対して健康チェックでありますとか献立の確認、それから誰が何をつくるかという給食調理各担当者の確認、それから作業動線の確認を行っております。引き続き、学校の栄養士さんから当日の材料の確認を行うというくらいで、一切業務中は指示のほうはしておりません。それから学校給食の公会計の関係ですけども、私どものように単独校方式で調理をやっておるといふところは、ほとんどが私会計でやっておるといふことでございます。今のところ、この方法でいきたいと思っております。

問（12） 当市もちょっと物価が上がった時期に給食費を上げてそのままになっているかと思いますが、今日のデフレ状態という中で不況、そして父母負担が上がったままという点は、大変父母に対しても負担が重いものがあるわけでその点では改善が求められると思えますね。教育費の負担率というのは、このOECD加盟国では、日本は負担率が非常に高いという、そして公的な支出というのは逆に最低クラスということで、結局教育費にかかる父母負担、これが教育の困難にする大きな原因になっているという点で給食費はその父母負担の大きな一つの柱になっているわけで、改善すべき課題であるということは明確だと思えます。それから、作業の関係で偽装請負にならないという見解のようですが、実際にはさまざまな直接見たときに問題点あれば、何らかの形で意思伝達はされるわけで、そういう点では、請負されておる給食調理作業についていって全国各地でそういう問題を起こしているわけですね。その点では、当市のやり方についても改善すべき課題があるのではないかという点が大きな課題になっていると思えます。それから、10款3項2目の256ページで教育振興の関係ですけど、資料請求したいただいたなかに不登校関係の資料がありまして、当市が比較的不登校の比率が高いというふうの実態として、表れてい

るわけですが、それについてはどのような対策というのか、要因と対策についてどのような見解でおられるのかお答えいただきたい。

答（教育長） まず、給食の偽装請負の御心配をいただいておりますが、当然、私どもといたしましても、その部分は十分承知をし、留意をしておるところでございますので、水野委員が御心配いただくようなことのないようにということで、かまえて年度当初、とりわけ、年度当初、毎年ではありますけれども、校長会、それから栄養士等々にもそういう指導もし、打合せも総合サービス含めてくれぐれもそういうことのないようにと毎年チェックを行いながら指導も行っておりますので御心配いただくことはないかというふうに思っております。それから給食費の公会計のお話でございますが、これはリーダーが申し上げましたように基本的には単独校方式をとられている県内の学校の状況を少しみておきますと、公会計ではなく、私会計のところがほとんどで、これまでの状況の中で、水野委員も御案内だと思っておりますが、公会計にかえていくときの一つのプロセスがどこの市にもあるということを私も感じております。それは、センター方式、十分御案内だとは思っておりますが、センター方式に切り替えていくときが、一つの大きなターニングポイントになっておまして、それぞれの公会計をとっているところというのは、ほとんどがそのときに公会計に切り替えているという一つの流れがありますので、さりとて、今、私会計で大きな問題があるのかということでは、私もないというふうに承知いたしておりますので、現段階ではこのままの状況が続けてまいりたいと、こんなふうに考えております。

答（学校経営主幹） 二つ目の御質問の不登校の関係にお答えしたいと思っておりますけれども、21年度につきましては御指摘のとおり、やはり他の地区と比べると少し多いです。小学校におきましては実数でいいますと、21年度で38人、パーセントでいいますと1.26%になります。中学校におきましては、21年度が56人の実数です。パーセントでいいますと3.95%ということになります。こちらのほうが特に中学校におきましては西三河でいうと2.82%、比較して高浜市が3.95%というような形になります。で、それぞれの学年を比較しますと、小学校でいいますと、3年生から6年生までが大体どの学年

も7、8名という形になってきます。中学校のほうは3年生はやはり多くなって28という数字になっております。各学校におきまして、不登校の担当をつけまして、校内での指導を綿密にやっている、それから全世代楽習館等で、学校のほうに足を向かなくなってしまう子がその前段階として学校に再復帰するための準備をする、そういうような形で楽習館のほうでいろいろ指導をしております。

問（12） あと、257ページの幼稚園について、昨日も園舎の現地視察もさせてもらったんですけど、そこで定員も聞きましたら、ここにありますように、例えば高浜3歳児でいうと60に対して32人と保育園と違ってやや定員割れというのか、少ない状況にあるようですが、今後の見込みと定員計画をどのように考えているのかということと、それから10款5項2目、263ページ。図書館の関係ですね。これ指定管理者にかわっているが、利用状況とこれまでとの違いをどのように評価しているのかという点、それからあわせて10款5項5目、美術館ですね。どこみても自治体が財政難という状況の中で美術館の運営費、ここにありますようにかなりの金額になっておるということで、事業仕分けでも最終的には廃止にはならなかったですが、廃止の声もあったということで、今後これについてはどのように考えているのか。今の時点での見解を伺っておきます。

答（こども育成） 幼稚園の定員、今後の取り組みということでございますけども、やはり幼稚園について、ある意味現状のままの維持であろうということは思っておりますが、すでに預かり保育、私ども夏季の預かり保育も始めておりますので、就業のほうで保育にかけるとまではいかない方がこういった幼稚園の預かり保育等も充実するなかで保育の選択肢として、保育園だけではなくて幼稚園の選択肢という形も今後、魅力ある形の中でニーズはでてくるであろうというふうに思っておりますので、夏季の預かり保育も含めて、今年度も実施しましたが、来年度も進めていきたいというふうに思っております。

答（文化スポーツ） まず、図書館のほうにつきましては、平成21年度から御案内のとおり指定管理者制度を導入いたしまして、図書館流通センター、TRCさんのほうで指定管理のほうしていただいております。こちらのほう、平

成21年度の内容みさせていただきますと、直営でやっておった時代よりもまたさらにサービスのほう充実をされて、職員等の配置のほうも適切にされております。そうしたなかでまた図書館のほうにおかれましてボランティアの方との連携もうまくやられておりました、そういった活発というか積極的な考え方のもとに平成21年度実施をしていただいております。そうしたなか、選定評価委員会のほうにおきましてもA評価というものをいただいております。また、もう一つその美術館のほうにつきましては、特別展等、上がり下がりというか、波はあるかとは思いますが、高浜市におきます瓦の文化、そういったものを今後引き継いでいくといたしますか、今のお子さんたちにも理解をしていただきながら、また、本当に高浜のまちっていいなというような実感をもっといただけるような、そういう美術館運営をしていただいておりますと認識しております。

問(15) 251ページになると思うんですが、10款2項の1目ですね、学校給食の関係なんですが、それぞれの小学校、中学校においてこの給食費の問題で子どもさんが学校に給食費を納めていないというのが発生していると思うんです。これはあまり表にはたっておりませんが、各学校においてですね、先生方が大変苦勞している問題だと思うんです。その辺市の当局としては、教育委員会はどのようにつかんでいらっしゃいますか。説明してください。

答(学校経営) 総額でよろしいでしょうか。平成21年度現年分でございますが、5月31日現在で小中あわせまして、未納額率のほうは、全体の1.1%というふうで数字をつかんでおります。

問(15) その1.1%のですね、各学校によって数は違ってまいりますが、それはパーセンテージと実数との違いで、実数でですね、それは1年以内に処理できる問題とそうでない問題とが生じるわけですね。どうも学校に聞いてみますと、処理されるのはまだいいんですが、何か先生も口を濁しておりました、卒業までにできる人とできない人というようなんですが、その辺は教育委員会としては最終的にはどのように処理する予定ですか。

答(学校経営) 給食費につきましては、私債権ということで、学校のほうでやっていただいております。民法上の解釈でいきますと2年行使しないことによって時効ということになっておりました、もし給食費等納められない子が出

てきましたら、教育委員会といたしましては、就学援助の制度がございますので、これは常時受付をやっております。学校でもやっておりますし、それから、教育委員会のほうでもやってます。まず、そういったことをします。学校のほうでは保護者との面談のなかで督促をしたり、あるいは文書でしたり、学校から自宅のほうに訪問している方もおります。最終的には校長会のほうでも言うておるんですけど、困った案件があれば教育委員会にも相談くださいよということで、2年前でしたか、1件そういったふうで私どもも滞納者さんところに出向きまして分納していただいた例がございます。

問（15） だいたいわかりました。将来的にですね、そんな問題があれば各学校と対応していただきたいと思います。

問（16） 271ページですね、美術品購入が瓦8点で100万円で購入しておりますが、この購入はですね、一括して購入したのか、ばらばらで購入したのかということと、発掘品なのか発掘品でないのかの二点をお願いいたします。

答（文化スポーツ） 平成21年度の収蔵品の関係なんですけども、これ二つのほうから買ってございます。点数といたしましては8点を購入してございます。これは出土した場所はですね、伝奈良安部寺が一点、三河国分寺、愛知の三河国分寺、三重伊勢国分寺、そういったところでの出土品のほうのものを購入しているということでございます。

問（12） 先ほど美術館についてお答えがあったわけですが、私ども調査したところ1億5,900万強の費用に対して、利用者が4万6,000人くらいで、1人あたり3,417円と。で、予算に対しての比率が1.2%程度の負担ということでかなりの負担ということでかなりのウエイトを占めているんでぜひこうしたことについても、将来の運営のなかではそのことを念頭に置いて検討していただきたいということでもあります。

問（6） 美術館ですが、簡単に申し上げて特別展、企画展、常設展という比較をさせていただきますとね、今、乃村工藝社の企画力によっておるという考え方でいいですか。特別展、特に。それとですね、もう一点、この最近ですね、例の山下画伯の部分がございます。この辺も含めてですね、多分に乃村工藝社

の企画力によっておるところがあるなというふうに私は理解しておりますんですが、その辺の見解があれば一つお願いします。

答（こども未来部） 私ども美術館の運営というのはですね、景気が悪いときにはこの事業があつてどうなのかという議論があることは、しょうがないというふうに思いますが、いったんこの事業をもし高浜市がですね、美術館事業から手を引くというようなことがあれば、これは高浜市のアイデンティティを捨てるというふうに私自身は思っていますので、今後もこの経費でいいかどうかというのはまた将来的な指定管理料の中の協議の中でやってまいります、この美術館の事業というのは、ぜひ委員の皆様方も御協力を願ひましてぜひ御観覧もいただきまして、盛り上げていただくようお願いしておきます。

問（6） 表のよみ方だけ。244ページ。協議委員会、教育委員会の開催の表のよみ方がわかりませんので、お教えてください。定例会12回、臨時会3回内容、ずっとありますが、この辺どういうふうに判断すればいいですか。

答（学校経営） 定例会は毎月1回開催させていただいております。そのなかで例えば条例・規則のほうでいきますと6議題があがっております。人事関係でいくと5議題、その他でいきますと、5議題があがっているというふうな回数数の数え方でございます。

問（8） 249ページの教育活動支援事業のなかの（4）外国人早期適応指導員配置事業、これ21年度に具体的な取り組みがされているわけですが、その事業の展開と成果といいますか、説明をお願いしたいと思います。それから同じページの国際理解推進事業のなかの（2）の外国人英語指導助手派遣業務委託事業について各小学校に1名配置されていますけども、その成果について御説明願いたいと思います。

答（学校経営主幹） まず、最初の外国人早期適応指導員配置事業でありますけど、これは翼小学校のほうに教室を設置をしまして、日本語のプレクラスというんですかね、くすのき教室といいますけど、外国のほうから初めてこの日本のほうにきたという子で、編入学といいますけど、外国籍の子たちで日本語だとか、それから日本の習慣だとか、学校の生活、そういったものに全く馴染みがない、そういう子に対して指導をしております。指導内容は大きく二つあ

りまして、一つは適応指導として、今言いました日本の習慣だとか、学校の生活様式だとか、そういったものを指導することと、もう一つはその子に必要な日本語の教育というような形でやっております。原則としまして、翼小に拠点があるんですけども、高浜市に在住する小学校または中学校の子については、どの子も通学ができるようなそういうシステムになっております。一応原則としまして4月の時点から3カ月、それから2回目としまして9月から3カ月、3回目、1月から3カ月というふうに、3回3カ月単位でその教室に在籍できるというような形になっております。21年度の実績につきましては、合計9名の児童が通室をしました。学校別の内訳でいいますと、翼小が5名、それから吉浜小学校が2名、高取・港が各1名です。で、どの子もほぼ2カ月間でほとんど適応することができて、それぞれの学校のほうに学級のほうに入っております。この21年の4月の頭現在で外国人の児童生徒数が144名という形で、非常にたくさん数えますので今後もこの形を維持発展させていきたいと考えております。それから、二つ目の外国人英語指導助手の派遣事業委託の関係でありますけど、こちらのほうは来年度平成23年度から新学習要領が全面的に改訂されます。それにともなって、小学校のほうに外国語の活動が入ってきますので、そのために学級担任がこれは授業にあたりますから、そのALTといいますが、そのネイティブな発音に慣れることだとか、表現力だとかそれから異文化の紹介だとかそういったものをALTの先生は、非常にユーモアを交えて接してくれるので、楽しく外国語活動を展開することができます。昨年度実施をしまして最後アンケートをとりましたところ、95%以上の児童が肯定的な回答をしております。それから、今後そのALTと学級担任の先生とのチームティーチングを検討することによって、小学校の教師の指導力もALTの先生から向上させるような形が今後期待されるという形であります。

問(8) 翼小学校5人で、吉浜小学校が2人、取小と港で1人ずつということですけど、これは21年度に編入された方全員、子どもさん全員ということなんですかね。それから編入するということは、直接学校に編入するわけですけども、学校で授業を受けながら、その違う時間にその翼の学校へ行って日本語の勉強とか習慣を勉強するのか、2カ月なり3カ月間くすのきへいっ

てから編入するのかその辺はどうなってますかね。

答（学校経営主幹） 直接ですね、学校の籍としてはその学校の学級籍に入るんですけど、そのクラスでは例えば、日本語もわからないし習慣もわからないので籍だけ最初に入って、通うのはくすのき学級というような形になってきます。通い慣れた時点で、もとの自分の在籍する学級のほうに入っていくというようなシステムです。1年生の子につきましては、全員です。あとブラジルからくる子だとか、ペルーからくる子だとか、国籍のちょっと違う子もおりますので、去年の例でいいますと、先ほどいいました、1年生の子については全員そうですね。小学校4年生の子につきましては、最初に学級におりまして、途中からこちらのほうに入ってまいりました。けども、途中でこの子は自国のほうに帰ってしまいましたけど、いろんなケースバイケースがあります。

1 1 款 災害復旧費

質 疑 な し

1 2 款 公債費

問（12） 12款1項1目、285ページの公債費の元金返済、これだけのものはわかるわけですが、今残っている公債費、債権のなかで利率の高いの最高はどれだけかということと、繰り上げ償還等、借り換え含めて検討しているかどうかだけお答えください。

答（財務評価） 現在利率が高いものというお話でしたけど、現在7.0%以上の地方債の残高等の状況でございますが、平成元年度に借り入れを行いましたものが1本ありまして、7.3%で1本でございます。それから繰り上げ償還の予定についてでございますが、高浜市構造改革推進検討委員会の報告書におきましては、その目標数値を平成22年度までに約5億円としているところでございます。それで現在の状況ですと、4億9,500万の繰り上げ償還をしているところでございまして、今年度につきましては繰り上げ償還の予定はしていないということになります。来年度以降につきましては、先ほどもでま

した、中期財政計画のなかでですね、そういったことをしっかりと位置づけていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

1 3 款 諸支出金

質 疑 な し

1 4 款 予備費

質 疑 な し

《質疑》

問（1 2） 質疑漏れというのか、質問して問題の所在が不明確になったことですが、3 款 1 項 7 目の需用費、役務費という関係、これ帳票をもってきまして、高齢者の在宅施設介護費という関係で、財産管理人の選任審判申立収入印紙代というのが 8 0 0 円入っているんですよね。これ老人ホームに入っている人が財産だと思っておったのか、しかし、財産があってその処理について家裁で申立をしたという手続き、そういう事案があるんですよね。これは老人ホームに入っている人たちというのは、そういう点でいうと、事前に財産等も把握してこういう裁判にかけるような事案になっていかないじゃないかとそういう点ではきちっとした標準をもって、事前にそういうことも把握してやられておるんじゃないかと思っているんで、その辺のことがなぜ起こったのかなということで疑問で先ほど質問させてもらったんですけどね。これは、豊田町にある老人ホームにみえた方が亡くなられて財産の処分に関する申立手続きをしたというそういう案件があるんですけど、そういうことが起こらないように事前にそういった把握を含めてやるべきではないかということで質問させていただいたんですけど。

答（介護保険） この事案につきましては、今年の 5 月にですね、高浜市措置者の方が治療の甲斐なく、措置期間中にお亡くなりになりました。それで、お

亡くなりときにですね、慰留金品の引渡しを相続人に行うわけなんです、その相続人の方が、頑なにその受領というか、関係ないということで、金品の引渡しができなかった事実がございます。そういったことで相続財産管理人ということで裁判所のほうへ申立を行いまして、裁判所のほうから専任されました弁護士さんがですね、その相続人のほうへ引渡しを行う手続きを現在やっています。

委員長 本日の審査はこれをもって打ち切りとして、15日、午前10時より再開したいと思います、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、本日の審査はこれをもって打ち切り、15日、午前10時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

散会 午後5時04分